



Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく

第三次

とみぐすく

豊見城市子供の読書活動推進計画



令和6年3月

豊見城市教育委員会

目次

はじめに

第1章 第三次豊見城市子供の読書推進計画策定の背景 2

- 1 子供の読書活動の意義
- 2 国の動向
- 3 県の動向

第2章 第二次推進計画の取組の成果と課題 5

- 1 家庭における取組の成果と課題
- 2 地域における取組の成果と課題
- 3 学校等における取組の成果と課題
- 4 読書活動支援ボランティアにおける取組の成果と課題

第3章 第三次豊見城市子供の読書活動推進計画の基本方針 9

- 1 基本方針
- 2 計画の体系
- 3 読書に関する発達段階と読書の姿
- 4 読書に関する発達段階に応じた読書活動の主な取組

第4章 第三次豊見城市子供の読書活動推進の方策 16

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 地域における読書活動の推進
- 3 学校等における読書活動の推進
- 4 普及啓発活動

【資料】

- ① 豊見城市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱 23
- ② 子どもの読書活動の推進に関する法律 24
- ③ 文字・活字文化振興法 27
- ④ 第三次豊見城市子供の読書活動状況のアンケート結果 30
- ⑤ 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要
(文部科学省) 44
- ⑥ 用語解説 48
- ⑦ 豊見城市子どもの読書活動推進策定委員 50

はじめに

子供にとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

本市教育委員会では『ゆめ・まなび・ひとを大事にする響おまちの教育』を教育理念とし教育目標として「夢に挑むことで、目標を立て自ら学ぶ意欲を持ち、心豊かでたくましく創造性・国際性に富む幼児児童生徒の育成を図る」「家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、社会の変化に主体的に対応し得る生涯学習社会の実現を図る」「郷土の自然や文化に誇りを持ち、心身ともに健康で、主体的にかつ協調性をもって、社会に貢献する市民の育成を図る」の3本柱を掲げており、子供たちが読書を通じて豊かな心を育み、「生きる力」を身につけることができるよう、読書活動の推進に取り組んでまいりました。

「第二次豊見城市子供の読書活動推進計画」では関係機関と連携しつつ、各学校でのブックトークの継続、誰でも利用しやすい図書資料やページー図書等の読書バリアフリーの充実を図りました。また、令和二年度からは「とみぐすく電子図書館」が開始され、利用者カードで、いつでもどこでも誰でも借りることができ、読書が身近に感じる環境づくりに取り組むことができました。

これらのことを踏まえ、引き続き「第三次豊見城市子供の読書活動推進計画」においても「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」を目標に掲げ、子供たちに幼少期から本に親しみ、その後の読書習慣の形成につなげていくことを主眼に置きました。

この度、第二次読書活動推進計画における成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、第三次読書活動推進計画を策定しました。今後五年間の読書習慣の形成に向けた取組及び読書習慣の形成を支える環境整備の方向性を示し、豊見城市の子供たちの読書活動の一層の充実を図ってまいります。

令和6年3月
豊見城市教育委員会

第1章 第三次豊見城市子供の読書活動推進計画の策定の背景

1 子供の読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）」の基本理念では、子どもの読書活動について、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と明示されています。

子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより主体的に生きていく力を身につけていく上で欠くことのできないものです。読書は、子供たちの世界を豊かにし、子供たちが健やかで心豊かに人生を生きていくために、その成長過程で、本に触れ、本を読むことは、大きな意義を持っています。

しかし、スマートフォンの普及やそれを活用したSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取りまく情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも影響を与えている可能性があります。

近年、時間に追われるくらい忙しすぎる日々を送る子供たちも少なくありません。こうした日常の中でも、本に触れる時間は、大変貴重であり、子供の成長過程において、その時期でなければ楽しむことのできない大切な一冊に出会えるように、家庭・地域・学校等が連携・協力して子供の読書活動を整備・推進することが求められています。

2 国の動向

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、国や地方公共団体の責務を明らかにし、子供の読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子供の健やかな成長に資することを目的としています。

国においては、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）を定め、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。

平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めました。

平成25年5月には、第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、第三次基本計画を策定しました。方向性として、平成24年から平成34年までの10年間で不読率（＝1ヵ月間に本を1冊も読んでいない人の割合）を半減させること、及び市町村の推進計画策定率の向上を目標として示しました。

平成30年4月には、第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する現状と主な課題をまとめ、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。推進のための主な方策のポイントは、発達段階に応じた取組による読書習慣の形成と友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高めることを示しました。

令和5年3月には第四次基本計画期間における子供の読書活動に関する現状と主な課題をまとめ、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。推進のための主な方策として、1. 不読率の低減 2. 多様な子どもたちの読書機会の確保 3. デジタル社会に対応した読書環境の整備 4. 子どもの視点に立った読書活動の推進の基本的方針を示しました。

3 県の動向

(1) 第一次沖縄県子どもの読書活動推進計画（平成16年3月策定）

沖縄県では、国の「子どもの読書活動に関する基本計画を受けて、平成16年3月に「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるEETプラン」を策定した。基本目標を「子どもが自主的に楽しく読書に親しむ環境づくり」として、家庭・地域・学校等の連携協力や関係機関の支援を体系づけています。EETプランは、子どもの成長・発達に応じ、読書のきっかけや出会い、読書習慣の形成・確立、そして生涯にわたっての自主的な読書活動にいたるまでを家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら読書環境を整備することを目指しています。

※EETプランについて

「Earプラン」・・・本に出会い、本を聴く。

「Eyeプラン」・・・本に親しみ、本を活かし、多くの本を読む。

「Talkプラン」・・・本と活き、本を伝える。

(2) 第二次沖縄県子どもの読書活動推進計画（平成21年3月策定）

第一次推進計画期間（平成16年度から平成20年度）における取組の成果と課題を踏まえ、第一次計画の「子どもの発達に応じ、読書のきっかけや出会い、読書習慣の形成・確立、そして、自主的な読書活動に至るまで、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら、読書環境を整備する」というねらいを引き継いでいます。

さらに、「文字・活字文化振興法」や「教育基本法」「学校教育法」「国の第二次基本計画」を踏まえ、平成21年から平成25年までの推進計画となっています。

(3) 第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画（平成26年3月策定）

第二次推進計画期間（平成21年度から平成25年度）における取組の成果と課題を踏まえ、その内容をさらに継続しながら読書の質への転換などを充実させ、EETプランは捉え方を見直しました。この計画での読書の質への転換は社会の変化に対応し、個人が生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣の素地を形成するために、子供の興味・関心を尊重しながら、新聞や科学雑誌等も含めた幅広い読み物に親しむ機会や発達の段階に応じた図書の提供、NIE（Newspaper In Education）の取り組み等を行います。

(4) 第四次沖縄県子どもの読書活動推進計画（平成31年3月策定）

第三次計画推進期間の現状と課題を踏まえ、「自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができる子ども」の育成を目指します。また、基本方針として、「子どもの発達段階に応じた読書活動の推進」と「家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進」を定め、「読書県おきなわ」の実現に向け、読書活動の更なる充実を図ります。

(5) 第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画（令和6年3月策定）

令和4年に「こども基本法10」が成立し、これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に「こども政策」に反映させていくことが求められています〔文部科学省、2023〕。

沖縄県としても子どもの読書活動の推進に当たって、子どもたちがより主体的に読書活動を行えるように、「子どもたち」を主体とした取り組みを計画・実施することに努めます。大きく変化する社会の情勢と、第四次推進計画期間における課題を踏まえて、第五次推進計画の基本方針を定めます。

第2章 第二次推進計画の取組の成果と課題

第二次計画の基本方針に基づき、家庭、地域、学校等がそれぞれの機能や特性を活かした具体的取組を中心に、読書活動を推進してきました。今回、令和5年9月に行ったアンケート調査結果をもとに、第二次読書活動推進の具体的取組の成果と課題を検証しました。

1 家庭における取組の成果と課題

本に親しむ機会をつくり、読書の習慣をつける役割

	第二次読書活動推進の具体的取組	成果◎ 課題●
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における読書活動の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・子供とともに読書の楽しみを味わう ・読み聞かせ会への参加を促す ○家庭教育の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせの大切さ ・子供が読書の時間を持つよう家庭での習慣づけ ○各家庭で読書活動の奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭文庫をつくり本を増やし、子供が本に親しむ環境づくり ・中央図書館の利用促進 ・ファミリー読書の充実 ○乳幼児時期からの読み聞かせの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた読書活動の理解と読書への関心を深めること 	<ul style="list-style-type: none"> ◎各家庭に本があり、子供とともに読書の楽しみを味わうための取組がなされ、環境が整っていると考られる。 ◎読み聞かせの大切さを理解し、90%以上の家庭で読み聞かせを行い、読書への関心が高い。 ◎各家庭での読書奨励は、「子育てガイドありんくりん」子育て支援課から、中央図書館の取組の月1回の「おひざにだっこ」、月2回の「おはなし会」を紹介している。 ◎子育て支援ぐっぴー、ふれんどでは、就学前の子供と家族が安心して子育てができるよう、読み聞かせや絵本コーナーを設置し、発達段階に応じた絵本環境の整備にも努めている。 ◎中央図書館の利用は小・中学校で100%となり、前回よりも増えた。今後も魅力ある図書館、行事等の広報活動への更なる工夫に努めること。 ●ファミリー読書については、前回と比較すると少しずつではあるが、増えている。今後も取組のよさや意義の理解を求め、一層の普及啓発に努める。

2 地域における取組の成果と課題

中央図書館：地域の読書活動の推進を果たす中心的役割

児童館・公民館：地域の子どもの読書活動の意義を普及し、読書活動を支援する役割

	第二次読書活動推進の具体的取組	成果◎ 課題●
中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な資料の収集、保存 ○「おはなし会、おひぎにだっこ、こども読書週間、秋の読書週間」等通年行事の充実 ○学校レファレンス（配送サービス）、調べ学習支援の充実 ○関係機関（学校、行政、生涯学習機関、メディア等）の連携 ○読書バリアフリーの充実 ○とみぐすく電子図書館の開始 ○読書活動関係者のネットワークづくり ○「ファミリー読書」の広報と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◎資料の収集方針に従い、毎月2回の選書会議をへて、市民のライフサイクル全体に繋げた。 ◎図書館行事のポスターを作成、HP、ラインやミニチラシ等で周知した。また、参加者へ利用満足度アンケートを実施し改善につなげた。 ◎小・中学校へ団体貸出、ブックトークを実施（継続18年）。また、学校への配送サービスを実施し、学校連携強化に努めた。 ◎図書館を活用した展示（防災、男女共同参画）。県内公共図書館等と国立国会図書館サービスを提供した。 ◎誰でも利用しやすい図書資料、デージー図書、拡大絵本、拡大本、LLブック、点字図書、電子書籍などが充実してきた。 ●保育所、こども園、子育て支援センター、児童館、など、より多くの市民が施設を利用するための工夫と連携が必要である。 (魅力ある図書館行事等、広報活動)
児童館・公民館	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館や公民館などで文庫を設置し、読書ができる環境づくり ○毎月第3日曜日の「ファミリー読書の日」についての周知方法 	<ul style="list-style-type: none"> ◎わくわく児童館、真嘉部コミュニティセンターも文庫が設置され、読書しやすい環境づくりができています。 ◎中央図書館の利用は、前回より増えている。 ●「ファミリー読書」については、よさや意義について、一層の普及啓発に努める。

3 学校等における取組の成果と課題

保育所（園）こども園：本に親しみ興味・関心を高め、想像する楽しさを味わわせる役割
 小・中学校：発達段階に応じた読書指導、利用指導で読書習慣や確かな学力をつける役割

	第二次読書活動推進の具体的取組	成果◎ 課題●
保育所 こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○発達に応じた絵本等の設置 子供が絵本に興味・関心をもつような工夫 ○発達段階に応じた絵本等の指導計画を作成し、保育計画に位置づけるとともに、保護者の理解を深めるための、読書活動への参加を促進 ○小・中学校、中央図書館と連携し、読み聞かせ等の実施 ○「ファミリー読書」の広報啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◎コロナ禍で低迷な時期もあったが、全施設で日常的に読み聞かせを実施している。 ◎図書室が設置され、季節の特集や身近に本に親しむことができるよう発達に応じた環境が整備されている。また、親子読書を勧め、絵本の貸出も行っている。 ◎保育所、こども園の4歳児、5歳児の図書館利用は前回よりもわずかだが増えている。 ●「ファミリー読書」については、よさや意義について、一層の普及啓発に努める。
小学校 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○読書習慣を身に付けさせ確かな学力の基礎を形成（朝の読み聞かせ、全校一斉読書） ○「子ども読書の日」「慰霊の日」「秋の読書月間」等の取組を計画し実施 ○学校図書館の計画的な利用や発達段階に応じた読書指導や利用指導の充実 ○学校レファレンス（配送サービス）、調べ学習支援の充実 ○学校図書館の図書や資料を整備 ○「ファミリー読書」の広報啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◎小8校、中3校が読み聞かせを週に1回以上設定し定着している。 ◎「秋の読書月間」「慰霊の日」の取組を計画し、読書習慣を身に付けさせることに繋がっている。 ◎発達段階に応じた授業と連動した読書指導や利用指導は、確かな学力の基礎を形成することができた。また、小・中学校では各教科で図書館を活用した授業が展開されている。 ◎小・中学校へ団体貸出、ブックトークを実施（継続18年）。学校への配送サービスを実施し、学校連携を強化した。 ◎毎週1回の学級の図書館利用時間に読書と本の貸出を奨励し、不読者を出さないように工夫した。 ◎小学校において、毎月第3日曜日、「ファミリー読書のミニファイル」に、読んだ本を記入する取組がある。 ●読み聞かせについては、保護者だけでなく、地域ボランティアを活用して読み聞かせメンバーを増やし、「ファミリー読書」の普及啓発に繋げる取組が必要である。

4 読書活動支援ボランティアの取組の成果と課題

読み聞かせを通して、子どもが本に親しむ機会を提供する役割

	第二次読書活動推進の具体的取組	成果◎ 課題●
読書活動ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○「おはなし会」の読み聞かせ ○「おひざにだっこ」(乳幼児期)の読書活動を支援 ○読書ボランティア連絡会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎中央図書館の取組として、月2回読書ボランティアと図書館スタッフで、読み聞かせを行っている。 ◎中央図書館において、読書ボランティアと図書館スタッフで、乳幼児向けに「おひざにだっこ」を毎月1回実施し、0歳から絵本に親しむ機会を提供している。 ●読書ボランティアへの参加を促し、活動について話し合う場の設定など検討する。

5 普及啓発活動

	第二次読書活動推進の具体的取組	成果◎ 課題●
	○毎年、読書活動推進計画をもとに、進捗状況を一覧表(全体)にまとめ、1年間の取組状況、目標達成状況を共有	◎第二次読書活動推進計画の取組状況を振り返ることで、次年度への目標に繋がった。また、各課、小・中学校、中央図書館の取組み内容を共有することができた。
	○市の広報「とみぐすく」の活用、各関係機関で「ファミリー読書」のぼり旗の掲揚で読書の周知	◎各機関で「ファミリー読書」のぼり旗を掲揚し意識の向上に努めた ●ファミリー読書のよさや意義を理解し徹底した取組と更なる工夫
	○4月23日「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」、10月27日「文字・活字文化の日」「読書週間」の取組の広報活動	◎学校において計画的に取組がなされ定着している。 ●読書指導や利用指導を充実させた読書の質の向上

第3章 第三次子供の読書活動推進計画の基本方針

第2章において示された取組・成果及び課題、情勢の変化等を踏まえ、第二次計画の内容の整理を行い、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を認識します。また、新たな課題に対処することで、本市の子供たちが豊かな言葉と心を持ってたくましく成長することを目指し、子供の読書活動を推進するための指針とします。

1 基本方針

(1) 目標

「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」

豊見城市の全ての子供たちが、たくさんの本に出会い、その楽しさを知ることにより、読書を通して生きる力を育むことができるよう、読書環境の整備に取り組むとともに、自ら進んで読書に親しむ子供の育成を図ります。

(2) 方針

① 子供の自主的な読書活動の推進

子供たちが自ら読書に親しみ、進んで読書する習慣を身につけるために、子供の興味・関心を尊重しながら、自主的に読書できるような読書活動を推進します。

② 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進

家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たし、子供が本と出会い、好きになれる環境をつくり、読書環境の体制を整備し、読書活動を推進します。

③ 子供の読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子供がいつでも本を手にするができるように、家庭、地域、学校等で読書環境を整備し、五感を意識し、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を推進します。

④ 子供の読書活動に関する理解と関心の普及

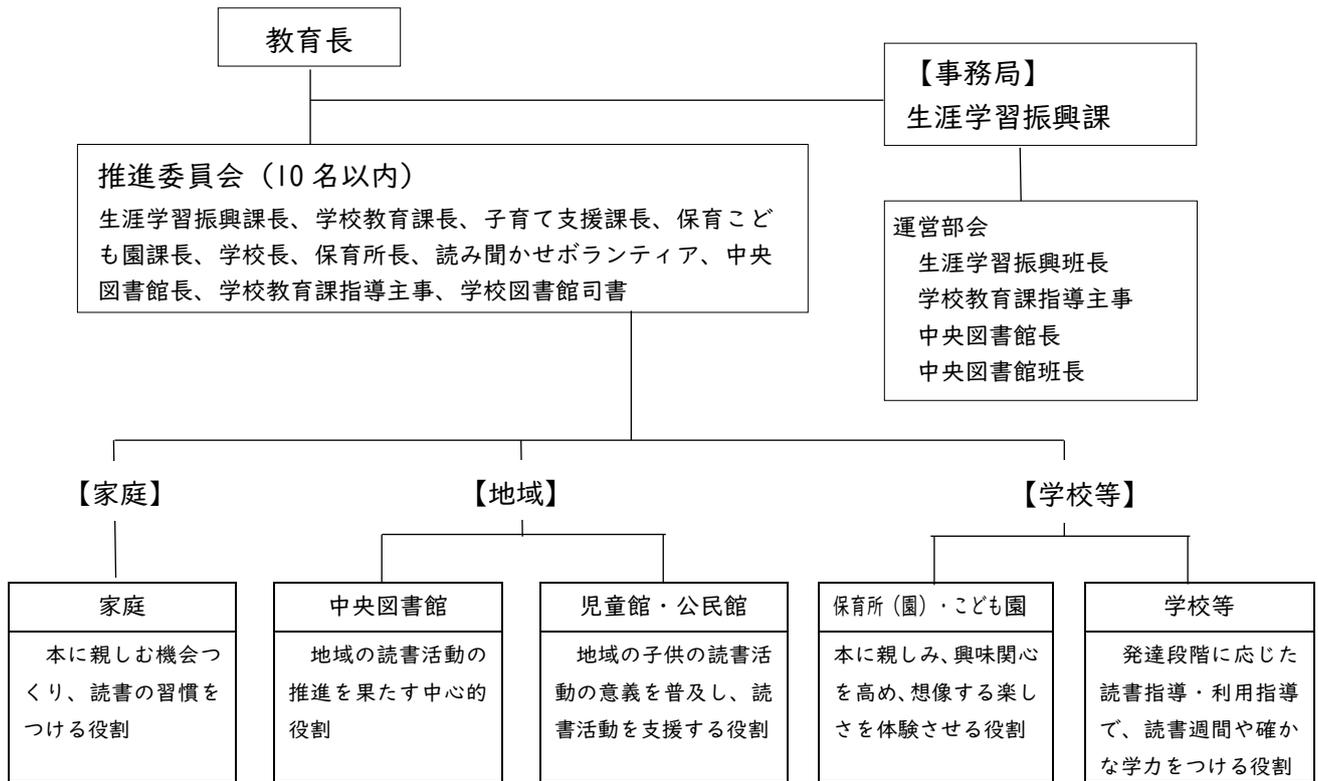
子供が自主的に読書に親しむようにするために、保護者、教職員等の身近な大人が、読書活動に理解と関心を持つことです。そこで、子供を取りまく社会全体で読書活動を推進する機運を高めるためにも、子供の読書活動の意義や重要性について、職員の意識向上を図る取組を積極的に行うとともに、市民に理解を広め、関心を高めるよう周知・啓発します。

(3) 推進の対象と計画期間

この推進計画の対象は、0歳から概ね18歳までの子供と妊娠時も含めた保護者とします。また、子供たちの発達段階に応じた読書活動を推進するために、地域、ボランティア、保育所(園)、こども園・学校等、公共施設なども対象としています。

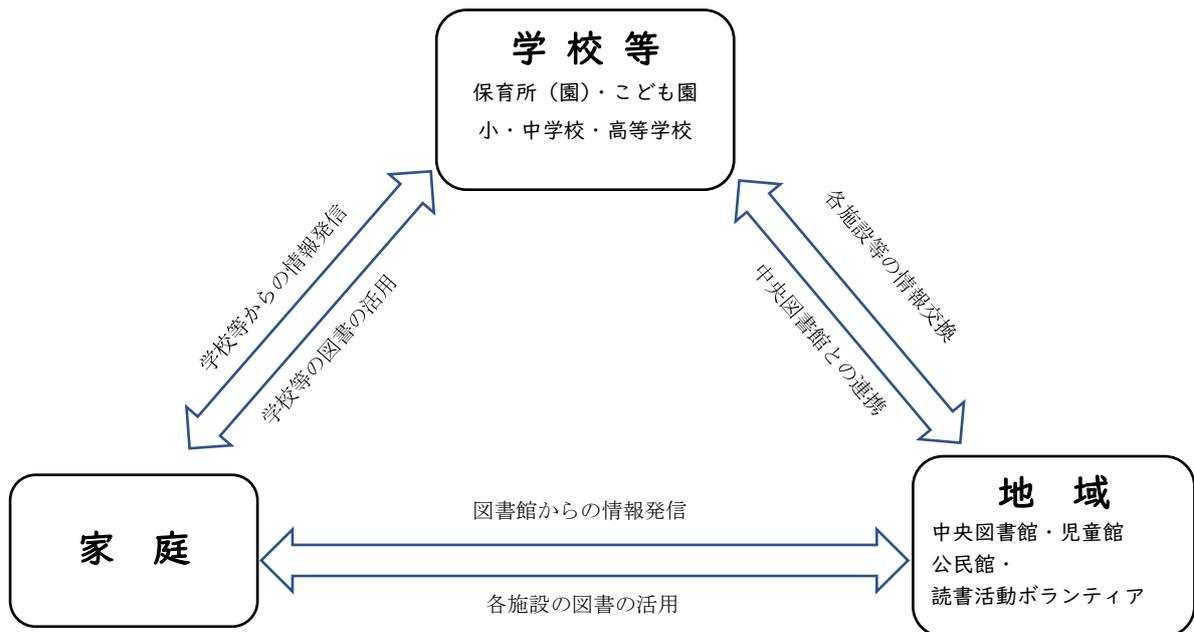
計画期間は、令和6年度(2024年)から令和10年度(2028年)までの5年間とします。

(4) 推進体制



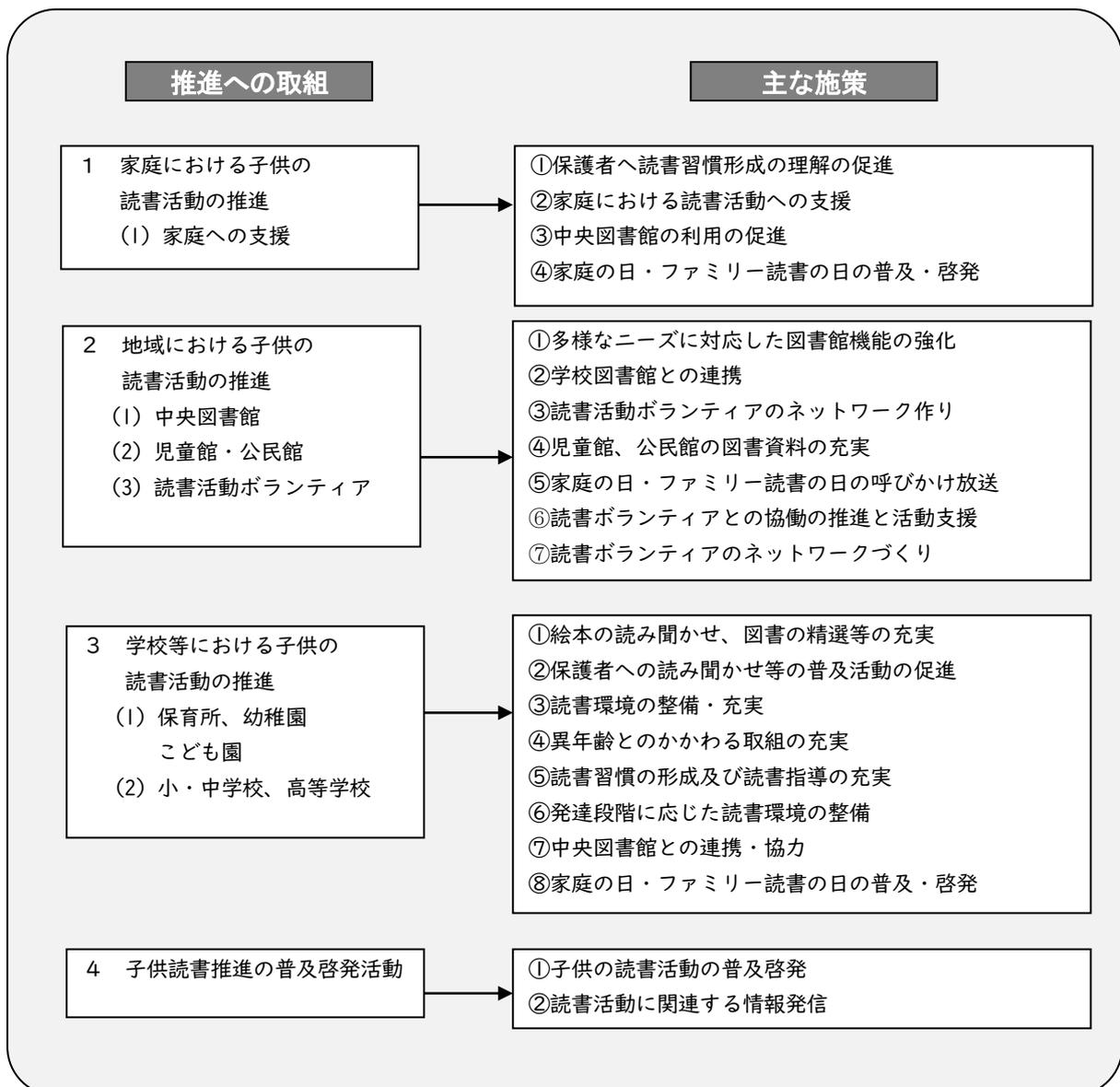
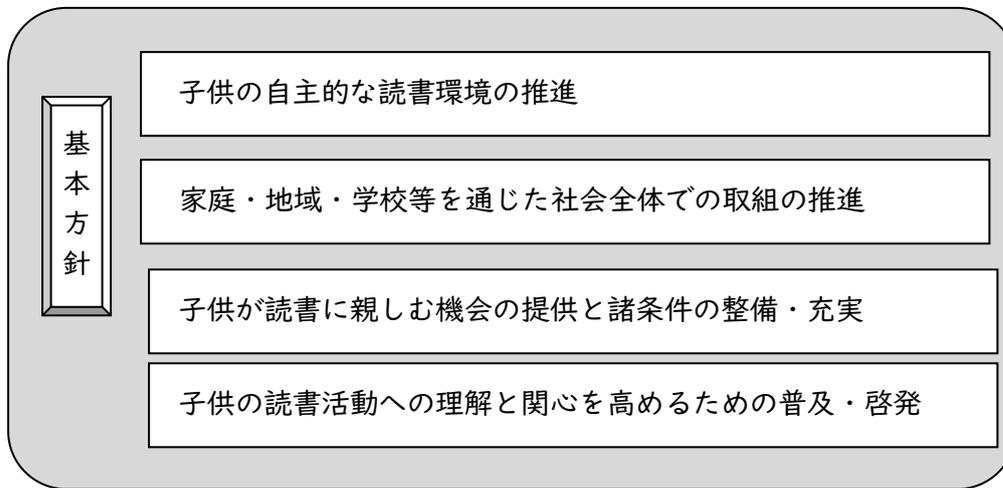
(5) 家庭・地域・学校等の連携・協力

本市において、子供の読書活動を推進していくためには、家庭、地域、学校等、それぞれが担うべき役割を理解し、緊密に連携・協力していくことが大切です。



2 計画の体系

目標：子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり



3 読書に関する発達段階と読書の姿

読書の発達段階	乳幼児期	学童期 小学校低学年	学童期 小学校中学年
	楽しむ読書	親しむ読書	
読書の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。 ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書に親しみ、いろいろな本があることを知る。 ・言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 ・読み聞かせに親しんだり、文字を拾い読みしたりして、いろいろな絵本¹⁸や図鑑などに興味をもつ。 ・絵本の挿絵などを手掛かりに、内容をだまかに把握し、応答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付く。 ・身近な生活や実社会との関わりを考えるための読書の意義と効用について理解を深める。 ・言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 ・幅広く読書に親しみ¹⁹、本にはいろいろな種類があることを知る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・読むことを学習する心身の準備が成熟する。 ・お話を聞きたがる。 ・絵本を見てそら読みをする。 ・文字を覚え始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つかえながら一字ずつ拾って音読をする。分からない文字を聞く。平坦な読み物ならば、独立して読む。新語が推測できる。読み返さずとも考えながら読める。読書の習慣が養われる。 ・本を読みたがる。拾い読みをしながら読む。やさしいものならひとりで読める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書の基礎的な技術が一定の成熟度に達する。黙読ができる。 ・自発的にさかんに読む。 ・情報を図書に求めて問題を解決する。 ・文がなめらかに読め、長い文章でも読みとおせる。 ・科学の芽を育てる「図鑑」や自然や社会の真実を手引きする本にも興味を持つ。
	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。 ・絵本や図鑑を見聞きたり、実物を見たり、触れたりする経験を通して、感動が生まれ、絵本や物語、図鑑の世界を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館などで様々な図書を目にし、実際に自分で触れ、心の中に刻む時期。 ・意味が簡単で、未知の語があまり出てこない文章を、ひとりで読み始める。読むことは楽しいことを実感する。 ・読書活動を通して、読解力や想像力、発表力が育まれる。 ・読み聞かせ・ストーリーテリングなどで、みんなとお話を楽しむことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックトークや読書体験の発表や伝え合いなどを体験すること、読書への関心を深め、自分で選択する幅を広げていく。 ・読書活動を通して学んだことや感じたこと、考えたことを活かして、自分の人生をより豊かなものにしていく。 ・理解と記憶が良くなり、読みの速度も大幅にアップする。 ・参考資料や新聞をうまく利用できる。

※沖縄県子どもの読書活動推進計画より

読書の発達段階	学童期 小学校高学年	青年前期 中学校	青年後期 高校
	親しむ読書	活かす読書	
読書の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝記を読み、自分の生き方について考える。 ・ 読書の楽しさや有効性を実感しながら、日常生活の主體的・継続的に読書を行う。 ・ 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに関与することに気付く。 ・ 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語の大切さを自覚して思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解する。 ・ 本や文章などには、様々な立場や考え方が書かれていることを知り、自分の考えを広げたり深めたりする読書に生かす。 ・ 自分の生き方や社会との関わり方を支える読書の意義と効用について理解する。 ・ 幅広く読書に親しみ、本にはいろいろな種類があることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉がもつ価値への認識を深めるとともに、生涯にわたって読書に親しみ自己を向上させ、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、言葉を通して他者や社会に関わろうとする態度を養う。 ・ 言葉がもつ価値への認識を深めるとともに、生涯にわたって読書に親しみ自己を向上させ、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、言葉を通して他者や社会に関わろうとする態度を養う。 ・ 目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。 ・ 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付く。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ いっそう多読になる。 ・ 目的により多様な読み方を使い分ける。 ・ 読書活動ももっとも旺盛なときで、読み物の興味も多方向に分化する。 ・ 行動の障壁を勇氣を持って突破する「冒険物語」、知的な洞察をもって問題を解決する「推理物語」、また「感傷物語」に興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書技能が成熟し、多読や目的に応じた読書により、読んだものへの批判などができる時期。 ・ 必要に応ずる図書を選択でき、思考し、評価し、比較し、統一する。 ・ 科学ものは、興味によって分化し始める。 ・ 現実の問題として「進路指導」関係の文献にも興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究的な読みが本格的になり、それを応用できる。 ・ 特殊な資料を利用する。 ・ 成人の読書材が読めるようになり、読書材の種類、目的に応じた読み方をする。 ・ 特殊な文体や高度な読書材を読み慣れ、研究的な読みができる。 ・ 断片的な随筆から読み始め、この段階には「思想書」に興味を持ち、哲学書を手にしはじめる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高学年になると内容を評価したり鑑賞したりすることができるようになり、グループでの読書交流ができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書に共感を求めて、それに適合する読書材を選択する。 ・ 多読の傾向は減少し、共感したり、感動する本に出会うと、何度も読むようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書の目的や、資料の種類に応じて、適切な技能により、成熟した読書人としての水準に達する時期。 ・ 学術論文なども読むことができる ・ 日常生活や社会生活、職業生活に必要な図書や資料などを自ら選び、実生活に役立てる。

※沖縄県子どもの読書活動推進計画より

4 読書に関する発達段階に応じた読書活動の主な取組

		乳幼児期	学童期 小学校
		楽しむ読書	親しむ読書
家庭	 家庭	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の読み聞かせを行う 地域での読み聞かせやお話し会に親子で参加する。 ブックスタートを活用し、読み聞かせを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭読書（ファミリー読書）などを生活の一環として位置づける。 子どもが本に親しむ環境を作るため、家庭内の本を充実させる。 学校図書館や公立図書館、地域文庫などを有効に利用する。 学校と連携し、児童の国語科の資質能力を育むために家庭での読書習慣を確立する。 ステップブックを利用し本に親しむ。
地域	 公立図書館	<ul style="list-style-type: none"> 絵本、児童書などの充実や児童室、児童コーナーを確保することともに、お話し会や展示会などを定期的に開催する。 子どもや保護者などへの絵本や児童書などに関するレファレンスサービス・読書相談や情報提供（ブックリスト作成など）を行い、子どもがよい本に出会えるきっかけを作る。 アクセシブルな書籍及び電子書籍等を充実させ、その紹介や提供を行う。 	
	 児童館 公民館 地域文庫	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対し、発達段階に応じた家庭教育講座や地域における子育て支援の場、交流の機会を提供する。 読み聞かせやおはなし会などの活動の場として活用を図る。 児童書などの整備や希望図書の貸出など、読書環境の整備・充実を図る。 	
	 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 図書館や関係機関と連携し、読み聞かせなどを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館や関係機関と連携し、読み聞かせなどを行う。 図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実に向け、関係機関と協力した取り組みを行う。 拡大写本などのバリアフリー資料の作成をする。
学校など	 保育所 子ども園 幼稚園 小中高 特支	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じて読書活動を指導計画に位置づけるとともに、保護者の理解を深めるため、読書活動への参加を促す。 興味、関心、発達などに応じた図書コーナーを設置する。 見る、聞く、触れるなど、子ども自身が五感で楽しめる様々な形態の読書活動に参加できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館教育計画を作成し、図書館を計画的に利用し、幼児児童生徒の主体的・意欲的な読書活動を充実させる。 「学校だより」や「学校WEBサイト」等で学校の読書活動の紹介や地域で行われる読書会等の情報を提供する 教育活動全体を通じて読書活動の充実を図る。 発達段階に応じた読書指導を行い、読書意欲と読解力、表現力の向上を図る。 興味、関心、発達などに応じたコーナーを設置する。 発達段階や学習活動と関連した「推薦図書」を設定し読書の幅を広げる取り組みを行う。 毎月第3日曜日の「ファミリー読書の日」を推奨し、家庭との連携を図りながら読書習慣を確立する。 読み聞かせや紙しばい、パネルシアターなども活用し、読書意欲が高まるよう工夫しながら、読書への興味関心を育む教育活動を行う。 誰でも読書を楽しめるよう五感を使った読書支援、読書機会作りを行う。 点字や読み上げソフトの入った電子書籍など、バリアフリーの視点での図書を充実させ、誰もが主体的に読書活動に参加できるようにする。

※沖縄県子どもの読書活動推進計画より

		青年前期 中学校	青年後期 高校
		活かす読書	
家庭	 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校での読み聞かせボランティア ・ 子どもたちが電子書籍の適切な使用ができるように家庭内でよく話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちが電子書籍の適切な使用ができるように家庭内でよく話し合う。
地域	 公立 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館資料に関するレファレンスサービス・読書相談や情報提供を行う。 ・ 青少年向け図書の実践やヤングアダルトコーナー（YAコーナー）を確保するとともに、展示会や読書会等を定期的に開催する。 ・ 図書館の広報に SNS を活用する。 ・ アクセシブルな書籍及び電子書籍等を充実させ、その紹介や提供を行う。 	
	 児童館 公民館 地域文庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に対し、発達段階に応じた家庭教育講座や地域における子育て支援の場、交流の機会を提供する。 ・ 読み聞かせやおはなし会などの活動の場として活用を図る。 	
	 ボラン ティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読み聞かせボランティアに参加する。 ・ 図書館や公民館などでボランティア活動を行う。 ・ 学校の給食時や昼休みなどで、図書館での催し物のアナウンスを行う（放送委員会との連携） ・ 各学校の生徒会図書委員会と連携する。 ・ 拡大写本などのバリアフリー資料の作成をする。 	
学校など	 保育所 子ども園 幼稚園 小中高 特支	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館を計画的に活用し（学校行事など、または各教科の授業計画に図書館活用を盛り込むなど）、主体的・意欲的な学習活動を展開する。 ・ 子どもの『読む・調べる』習慣の確立に向けた支援を行う。 ・ 電子書籍のメリット・デメリットを理解してもらった上で、電子書籍での読書を楽しむ機会を提供する。 ・ 教科の学びと公立図書館を結ぶ取り組み 例：国語科で作成している「本の帯」や「POP」を公立図書館で展示する。 ・ 各小中学校で行っている児童会や生徒会図書委員会の特徴的な取り組みを紹介する（読書月間・旬間のとりくみ）。 ・ 地域の図書館の活用も積極的に計画し、将来の社会参加にもつながるような読書習慣を育む学習活動を行う。 ・ 誰でも読書が楽しめるよう五感を使った読書支援、発達段階に応じた本の選定、読書機会作りを行う。 ・ 点字や読み上げソフトの入った電子書籍など、バリアフリーの視点での図書を充実させ、誰もが主体的に読書活動に参加できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館を計画的に活用し（学校行事や各教科の授業計画に図書館活用を盛り込むなど）、主体的・意欲的な学習活動を展開する。 ・ メリット・デメリットを理解してもらった上で、電子書籍での読書を楽しむ機会を提供する。 ・ 紙媒体や電子媒体など柔軟に選択できる読書環境を提供する。 ・ 他校間や地域の図書館の活用も積極的に計画し、卒業後も主体的に学び続けることができるような読書習慣の確立を目指した学習活動を行う。 ・ 地域の保育園などでの読み聞かせを生徒自身で行うなど、キャリア教育の視点で社会参加も通じる読書活動を行う。 ・ 研修などを通して、自校の読書活動の向上に努める。 ・ 点字や読み上げソフトの入った電子書籍など、バリアフリーの視点での図書を充実させ、誰もが主体的に読書活動に参加できるようにする。

※沖縄県子どもの読書活動推進計画より

第4章 第三次豊見城市子どもの読書活動推進の方策

家庭、地域、学校等がそれぞれの機能や特性を活かし、相互に連携・協力して子供の読書活動を積極的に推進し、0歳～18歳までの子供たちへ、素晴らしい本との出会いを提供していきます。

Ⅰ 家庭における読書活動の推進

(1) 役割

家庭における子供の読書活動は子供が基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。

子供の読書習慣は日常生活を通じて形成されるものであることから、乳幼児から絵本や物語に親しみ、子供から進んで読書する態度を養い、読書の習慣につながる環境づくりが大切です。

このため、家庭において乳幼児期に読み聞かせをすることは、語りかける時間の中で子供たちの言葉や心を育み、親子の絆を深めることにつながります。読み聞かせを通して、子供たちは愛情が注がれることを感じることで、心健やかに成長します。保護者も読書に親しみ、家族で読書の時間を共有しつつ、子供が読書と出会うきっかけづくりに配慮することが望まれます。

(2) 現状と課題

- ① 家族形態や労働環境により、家庭において読書を楽しむ時間や心のゆとりを持ちにくい家庭もあります。また、最近はスマートフォン等の普及が進み、乳幼児期から子育てにおけるインターネットの利用により、子供たちの読書離れや心身の発達への悪影響が懸念されます。
- ② 各家庭によって読書への関心には差があり、読書推進事業に積極的に参加する家庭がある反面、全く参加しない家庭もあります。読み聞かせから絵本、活字本へ移行し、子供が自分で本を読めるためには、家庭での子供の読書活動のさらなる取り組みが必要となっています。

(3) 今後の方策

① 読み聞かせの大切さの啓発

おはなし会やブックスタート事業を通して、胎児期からの絵本の読み聞かせや親子のふれあいの大切さを伝えていきます。また、テレビやスマートフォンなどが与える子供への影響についても保護者へ啓発していきます。

② 中央図書館の利用の促進

保護者に読書の大切さを理解してもらい、図書館の利用を促すための広報活動を充実させ、保護者に向けた子供の読書活動の啓発に努めます。

③ ファミリー読書の日（毎月第3日曜日・家庭の日）の普及・啓発運動

第二次計画に引き続き、毎月第3日曜日を「ファミリー読書の日」と位置づけ、学校や公立図書館、関係機関等と連携し、各機関が発行する情報誌やチラシ等を通して「ファミリー読書」を支援する取組を奨励し普及啓発に努めます。

2 地域における読書活動の推進

<中央図書館>

(1) 役割

公共図書館は子供たちにとって身近で利用しやすく、本と出会い読書の楽しさを体験できる場所です。また、保護者も、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書に相談することもできます。図書館は、子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援等、地域における子供の読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。

図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書推進において、中心的な役割を果たすよう努めます。そして、幼児期から本とふれあう場を積極的に提供していくとともに、児童・生徒の図書館利用を促進するために、関係機関・団体との一層の連携・協力を図って、子供の読書活動の推進に取り組みます。

(2) 現状と課題

- ① 図書館の利用状況は、全体的に僅かだが増えています。
- ② 0から～18歳までを対象とした資料の充実を図るとともに、情報発信の拠点、生涯学習の場として効果的なサービスの提供が求められます。

(3) 今後の方策

- ① 多様なニーズに対応した図書館機能の強化と図書館資料の整備・提供、本の充実に努め、本に親しむ機会を積極的に提供し、言葉と心が育つことを支援します。
- ② 子供の利用のためのスペース等の設置
乳幼児向け「絵本コーナー」を利用しやすく工夫し、発達段階にあった絵本の充実に努めます。子育て施策や福祉施策等の担当等と連携・協力を図り、子供にとって利用しやすい図書館の整備を促します。
- ③ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実
子供の特性や興味関心に沿った資料の充実を図ります。
- ④ 見学・職場体験、インターンシップの受け入れの継続と充実
小学校見学、中学校職場体験、就労体験等の生徒を受け入れ、充実した体験学習が出来るように体制を整えます。
- ⑤ 学校図書館等との連携・協力
学校で活用できる資料の充実を図り、児童生徒の学習及び読書活動を支援し、本の配送サービス（学校レファレンス）に努め、学校司書との情報交換を積極的に行います。
- ⑥ 読書活動ボランティアの促進
情報交換の場を増やし、研修の機会の提供等、地域における読書活動の充実を図ります。
- ⑦ ファミリー読書の日の普及・啓発（ホームページ、ライン、広報とみぐすくからの発信）

<児童館、公民館>

(1) 役割

児童館は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とした施設であります。児童館では、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を通して、子供が読書に親しむきっかけとなるような役割を担っています。

公民館は、社会教育法で「实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行って住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と定められています。

本市の中央公民館においても、関係機関と連携し、子供が読書活動に親しむきっかけづくりや地域への読書活動が普及する体制を目指します。

(2) 現状と課題

- ① 中央公民館との連携は、生涯学習ファスティバル（2月開催）において、市内小中学校でのボランティアによる読み聞かせ等を通して、子供が本と触れ合う機会を設けています。
- ② 中央公民館においては、その学習機能を活かして図書館と連携し、講座等を通して読書活動の意義や楽しさを啓発する一役を担うことが期待されています。
- ③ 児童館においては、楽しく読書する場になるよう、読書スペースの整備やおはなし会の実施等、地域のボランティアと協力して、子供が本と親しむ機会を設ける必要があります。

(3) 今後の方策

- ① 子供が本に親しみやすい環境づくり
長く読み継がれた児童図書の入替えを行い、蔵書の充実や図書の紹介等、読書へ親しむ機会を提供しつつ「子どもの読書の日」や「読書週間」を活用し、読書活動を図りながら、本を大切に扱うことを知らせ、本に親しむ環境づくりを推進していきます。
- ② 読書活動の啓発
生涯学習フェスティバルにおいて、学校の読み聞かせボランティア等と連携した、「おはなしのへや」の取組を継続し、子供が本と出会う場を与え、好きになれる機会を積極的に創ります。

<読書活動支援ボランティアにおける読書活動の推進>

(1) 役割

読書ボランティアによる取組は、学校や図書館・公民館・児童館等の子供が集まる施設と連携し、読み聞かせ等の活動により子供が読書に親しむ様々な機会の充実を担っています。また、子供に対する活動だけでなく経験を生かして、地域の子供読書関係者の指導的役割を担うことも期待されています。

(2) 現状と課題

- ① 子供に直接本の楽しさを伝えるボランティアの役割は大きく、学校、図書館で活動し、子供たちの読書指導の充実に貢献しています。
- ② 市内すべての小中学校に、読み聞かせボランティアが組織され、朝の読み聞かせを実施しています。
- ③ 読み聞かせスキルアップ講座への参加や連携を通して、より多くの読書ボランティアを呼びかけ、子供に読書の楽しさを伝える取組が拡充できるように、支援していく必要があります。

(3) 今後の方策

- ① 読書活動ボランティアの周知・広報
中央図書館と連携し、読み聞かせボランティアの現状を把握に努めながら、ボランティア活動を広く周知・広報します。
- ② 読書活動ボランティアの育成
読み聞かせボランティアの人手不足解消に向けて、子供の親世代だけではなく、祖父母世代、特に団塊世代への参加を呼びかけます。
- ③ 読書ボランティアの連絡会の実施し、活動の推進

3 学校等における読書活動の推進

<保育所（園）・こども園>

(1) 役割

保育所やこども園は、園児にとって家庭と同様に長い時間を過ごす場所であるため、乳幼児に読書の楽しさを伝える場としての役割が期待されています。

読み聞かせをあまり行われていない家庭であっても、保育所やこども園で日常的に読み聞かせを行うことで、より多くの子供が乳幼児期に、絵本や物語等の楽しさを体験することができ、保育所やこども園での読書活動は重要となっています。また、保育所やこども園では成長や発達に応じた絵本や紙芝居を整備し、読み聞かせを日常的に行うなど園児がいつでも本と触れ合うことができる環境を整えることが必要です。

(2) 現状と課題

- ① 保育所（園）・こども園・幼稚園での読み聞かせは、ほぼ定着していますが施設によっては蔵書不足や子供の本に詳しい職員がいない等の課題を抱えています。
- ② 研修機会や情報提供の充実を図ることで、職員自身が読み聞かせの大切さを理解し、保護者に読み聞かせの手法や本を紹介する等、子供と本の出会いを育む役割が期待されています。

(3) 今後の方策

- ① 保育所（園）・こども園の読書環境の整備・充実
乳幼児が絵本や物語に親しむ機会が得られるよう、興味・関心・発達段階に応じた絵本や紙芝居の整備や読書スペースの確保に努めます。
- ② 家庭との連携による読書活動の推進
中央図書館と連携し、保護者に対して興味・関心・発達段階に応じた絵本や紙芝居を紹介して、家庭と連携した読書活動の充実が図られるよう推進します。
- ③ 保育士の資質向上
沖縄県や関係機関が実施する子供の本への知識や読み聞かせ等の技能を高める研修会への参加の促進を図ります。

<小学校・中学校>

(1) 役割

本に親しみを持ち、読書の楽しさを知るだけでなく、知識を広げることの喜びを知るのは義務教育の時期です。子供たちの生活の中心のひとつである学校で、担任や学校司書等を通して、児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かな働きかけをすることで、子供たちの読書意欲を高め、生涯読書の礎となる読書習慣の定着化を進めていくことが可能です。

また、読書活動を通して、想像力やコミュニケーション力などの言語能力を身につけることは、すべての教科の学習の基礎となり、確かな学力の定着につながります。学校図書館は、子供の読書活動及び調べ学習を組織的に推進するうえでも、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割を果たすことが求められています。

さらに、学校図書館は、読書活動推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることになり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

(2) 現状と課題

- ① 小・中学校においては、図書館司書教諭、図書館主任、学校司書を中心に、読書活動推進計画を作成し、読書活動の充実や各教科等を通じて、学校図書館を活用した学習活動を計画的に推進しています。
- ② 小・中学校において読書タイム・読み聞かせが設定され、子供の読書習慣の形成につながり、ボランティアによる朝の読み聞かせも充実しています。
- ③ 不読者を出さないように、学級の図書館活用時間の活用、授業の導入等で資料の紹介を行い、興味・関心を高める取組を実践しています。
- ④ 中央図書館との連携として、図書館スタッフが出向いて行うブックトーク、団体貸出（100冊）も実施されています。

(3) 今後の主な方策

- ① 読書習慣の形成及び読書指導の充実
年間計画に位置付けた学習活動における学校図書館の利用を促進し、読書センター、学習センター、情報センターとして読書環境の整備に努める。
- ② 発達段階に応じた読書環境の整備
- ③ 中央図書館との連携と協力（ブックトーク、団体貸出、学校レファレンス）
- ④ 家庭の日・ファミリー読書の日の普及・啓発
毎月第3日曜日「家庭の日・ファミリー読書の日」には、「ノーテレビ、ノーゲームの時間」「家庭読書の時間」を設けるよう、保護者や児童生徒へ働きかける。

4 普及・啓発活動

(1) 役割

読書を楽しむ子供を増やすためには、子供が興味・関心を持つよう働きかけ、読書の楽しさを知るきっかけとなる啓発的取組が必要です。

子供をはじめ、子供を取りまく大人への啓発にも積極的に取組み、地域社会全体に読書活動の意義や重要性を広く普及・啓発していくとともに、子供の読書活動を推進する気運を高めていくことも重要です。

(2) 今後の方策

① 子供の読書活動の普及啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、また「文字・活字文化の日」（10月27日）、「読書週間（10月27日～11月9日）」において、子供の読書活動への関心を深める取組を実施します。

② 読書活動に関連する情報発信

小学校と連携し、中央図書館見学を推奨し、読書に親しむ機会を提供する。また、中学生や高校生も図書を借りたくなるような蔵書の充実を図り、ホームページ等での情報発信を行います。

③ 「第3日曜日の家庭の日・ファミリー読書の日」の周知・奨励

資 料

- ① 豊見城市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- ② 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ③ 文字・活字文化振興法
- ④ 第三次豊見城市子供の読書活動のアンケート結果
- ⑤ 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要（文部科学省）
- ⑥ 用語解説
- ⑦ 豊見城市子どもの読書活動推進策定委員

豊見城市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊見城市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、豊見城市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は子どもの読書活動に関する調査・研究を行い、推進計画を策定して豊見城市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)へ報告する。

(組織)

第3条 委員会は10名以内で組織し、次の各号に掲げる者の内から教育長が委員を委嘱する。

- (1) 生涯学習振興課長
- (2) 学校教育課長
- (3) 学校教育課指導主事
- (4) 子育て支援課長
- (5) 保育子ども園課長
- (6) 中央図書館長
- (7) 市図書館協議会長
- (8) 学校図書館司書又は司書教諭
- (9) 児童館長又は保育所長
- (10) 学校読み聞かせボランティア

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

2 会議において必要と認められた時は委員以外に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、要綱を定めた日から令和6年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、豊見城市教育部生涯学習振興課内に置く。

2 事務局は委員会の運営のための庶務を司る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は平成21年7月23日より施行する。

この要綱は平成30年10月1日より施行する。

この要綱は令和5年7月1日より施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日

法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第三次豊見城市子供の読書活動状況のアンケート

1 実施期間 令和5年9月8日（金）～9月29日（金）

2 調査対象

(1) 施設アンケート

- ① わくわく児童館、真嘉部コミュニティ、子育て支援ぐっぴー、子育て支援センターまるしえつばみ保育園
- ② こども園（8園）・・・上田、長嶺、伊良波、豊見城こども園、座安、とよみ、豊崎、ゆたか
- ③ 小学校（8校）・・・上田、長嶺、伊良波、豊見城、座安、とよみ、豊崎、ゆたか
- ④ 中学校（3校）・・・豊見城、長嶺、伊良波

(2) 市内小学校8校の3学年と5学年の児童と保護者

(3) 市内中学校3校の2学年の生徒と保護者

(4) 市内こども園の4、5歳児の保護者

(5) 児童館、子育て支援関連施設入所児童の保護者

3 アンケート調査数の内訳（1, 225人）

保護者・・・ 664人
小学生・・・ 475人
中学生・・・ 86人

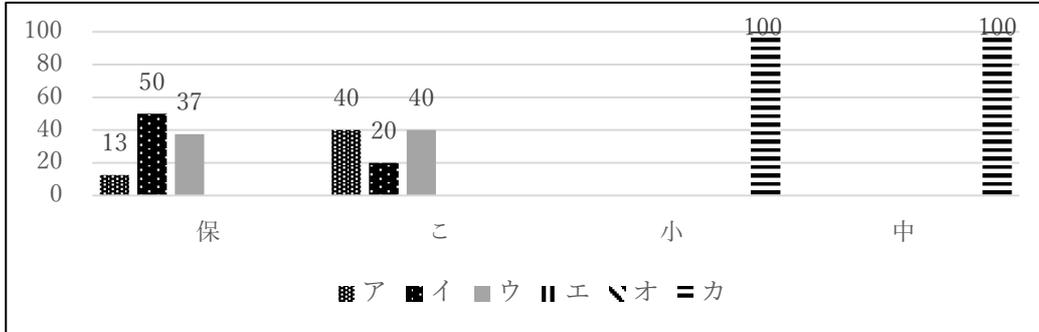
Ⅰ 施設アンケートの結果

(数字は%)

保 (保育所、児童館、子育て支援) こ (こども園)、小学校 (8校)、中学校 (3校)

(1) 蔵書数を教えてください

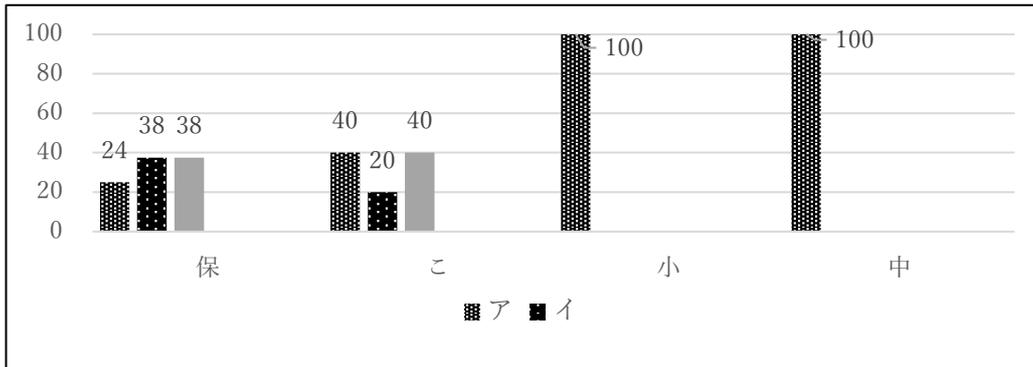
ア 500冊以下 イ 501冊～1000冊 ウ 1001冊～5000冊
 エ 5001冊～8000冊 オ 8001～1万冊 カ 1万冊以上



○蔵書数は、こども園、児童館が1,000冊以下、小・中は10,000冊以上ある。

(2) 特別支援学級の児童に対し、その子供に合った本や読書方法を提供していますか

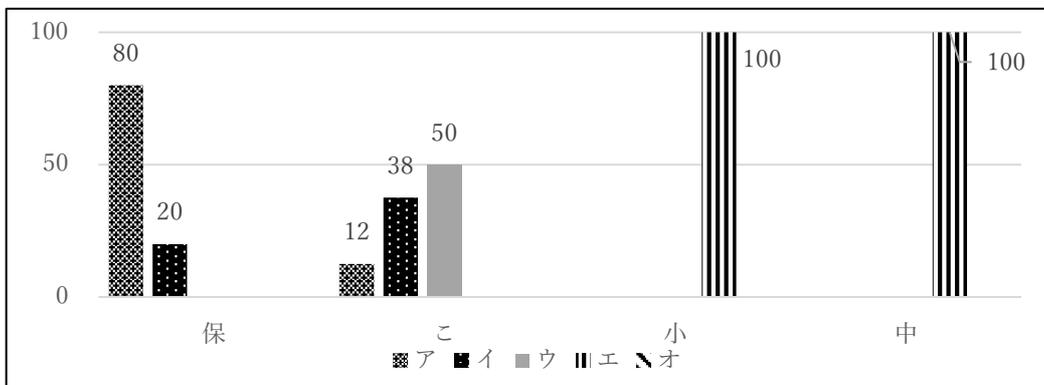
ア している イ していない



○市内全小中学校において、特別支援学級の児童に対して、その児童にあった本を提供している。

(3) 年間の図書購入数は何冊ですか

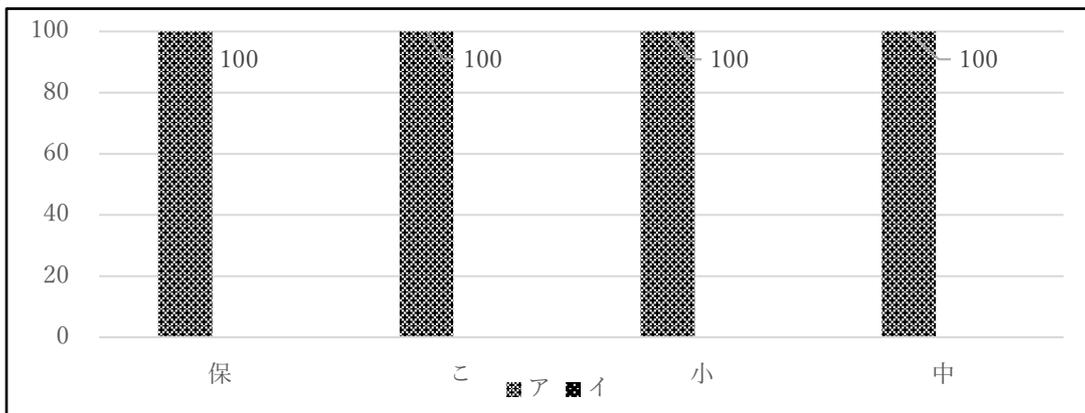
ア 50冊以下 イ 51冊～100冊 ウ 101冊～151冊 エ 151冊以上 オ 購入しない



○こども園、児童館では年間購入冊数が50冊以下の施設が多く、小・中学校は市内全校が151冊以上である。

(4) 読み聞かせを行っていますか

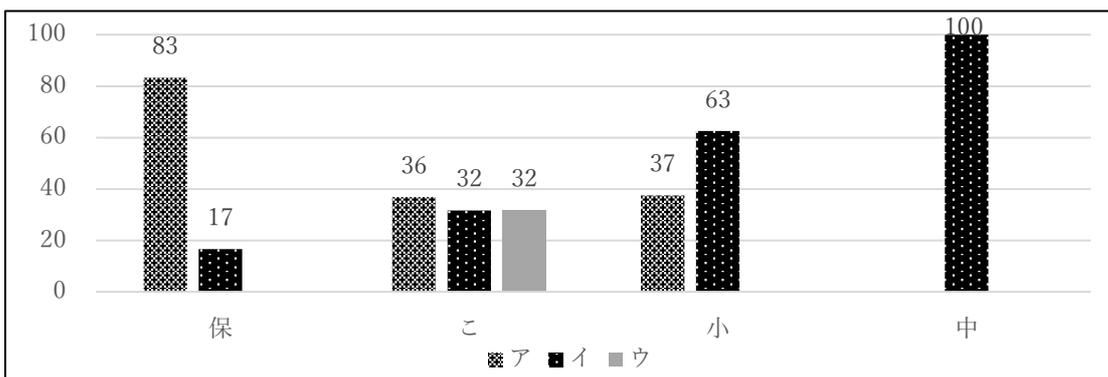
ア している イ していない



○全施設で読み聞かせが行われ定着している。

(5) 読み聞かせは、誰が行っていますか (複数可)

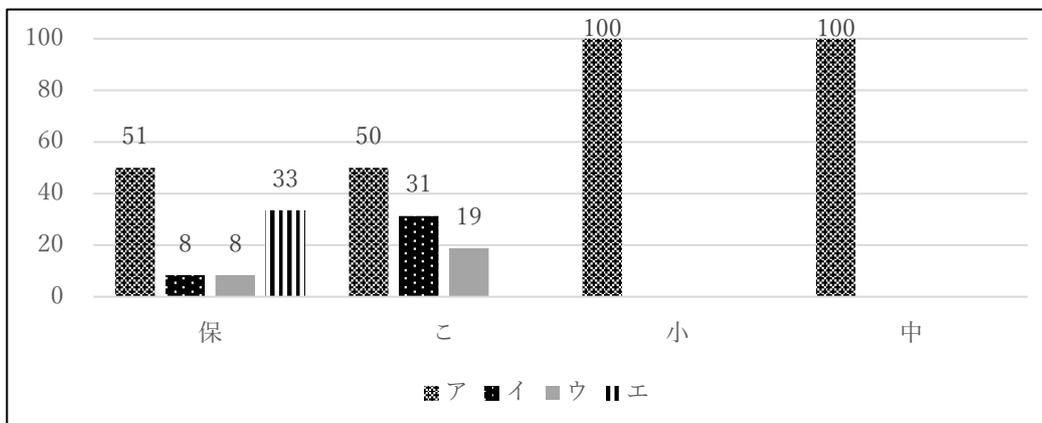
ア 職員 イ ボランティア ウ その他



○小学校や中学校での読み聞かせは、ほとんどボランティアを中心に行われている。

(6) 読み聞かせの時間帯を教えてください (複数可)

ア 8時～12時 イ 12時～15時 ウ 15時～17時 エ その他

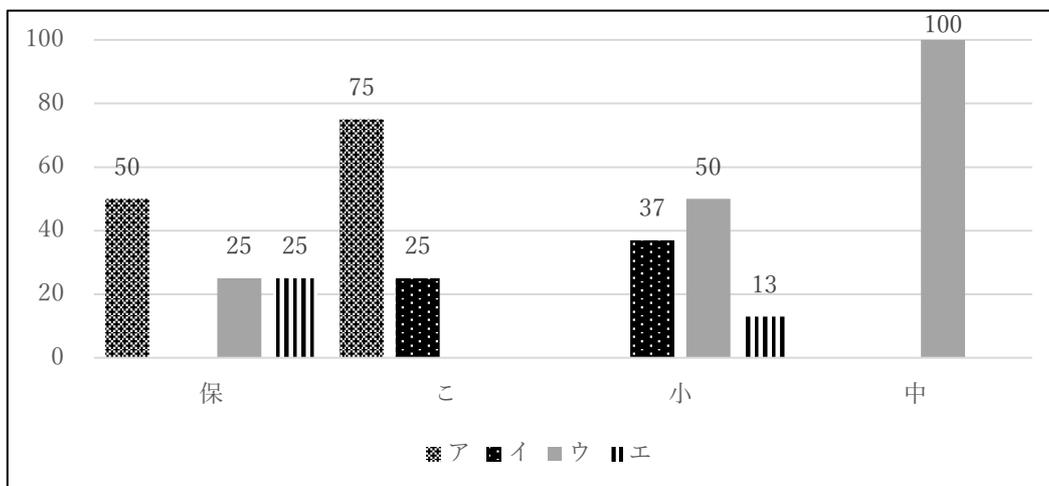


○保育所、児童館、こども園では、どの時間帯にも取り組んでいる。

小・中学校は、市内全校で朝8時～12時の読み聞かせを実施している。

(7) 読み聞かせの回数を教えてください

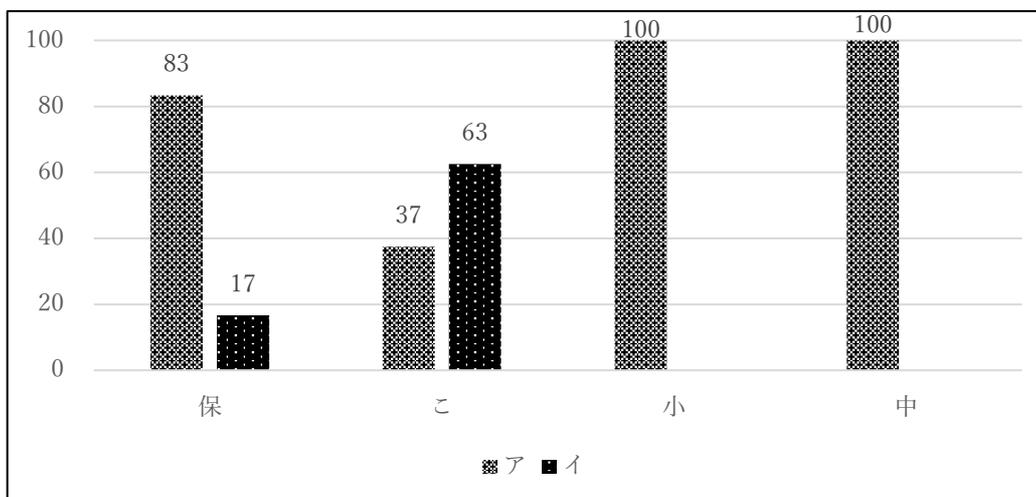
ア 毎日 イ 週1～3回 ウ 月に1回くらい エ その他



○読み聞かせの回数は、週1～3回が多い。特に小・中学校では、朝の読書タイムとして位置づけている。

(8) 豊見城市立中央図書館を利用（連携）していますか（団体貸出等の利用を含めて）

ア している イ していない



○こども園や保育所に対して、中央図書館との連携を促す。

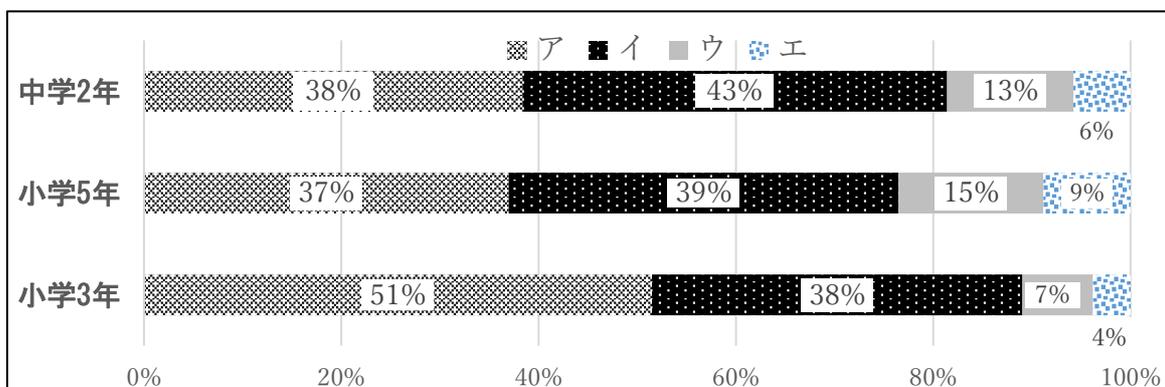
2 施設アンケートの考察

- (1) 全施設で読み聞かせが行われていることは、乳幼児から読み聞かせを重要視し、本に興味・関心を持たせるような取組がなされており、引き続き読書活動を促進するためには、読書活動に関わる人材育成を活性化させる必要がある。
- (2) 各施設と中央図書館と連携を図り、長く読み継がれてきた児童書や成長に合わせた良い本の情報を提供することにより、子供の読書への関心を高める必要がある。

3 小学生・中学生読書活動アンケートの結果

(1) あなたは、読書が好きですか

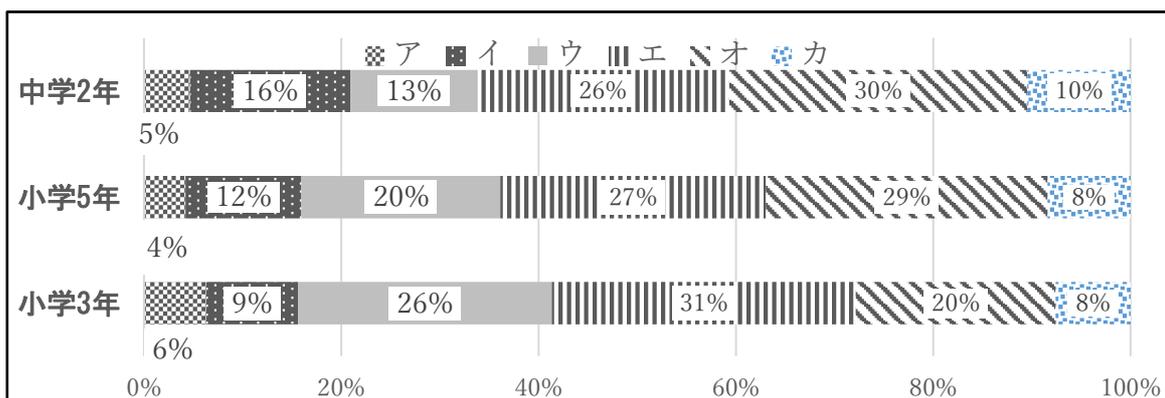
ア 好き イ どちらかといえば好き ウ どちらかといえばきらい エ きらい



○全学年で大半の生徒が「読書が好き」あるいは「どちらかといえば好き」と回答している。

(2) 1日あたりどれくらいの時間、読書しますか（教科書、まんがや雑誌は除く）

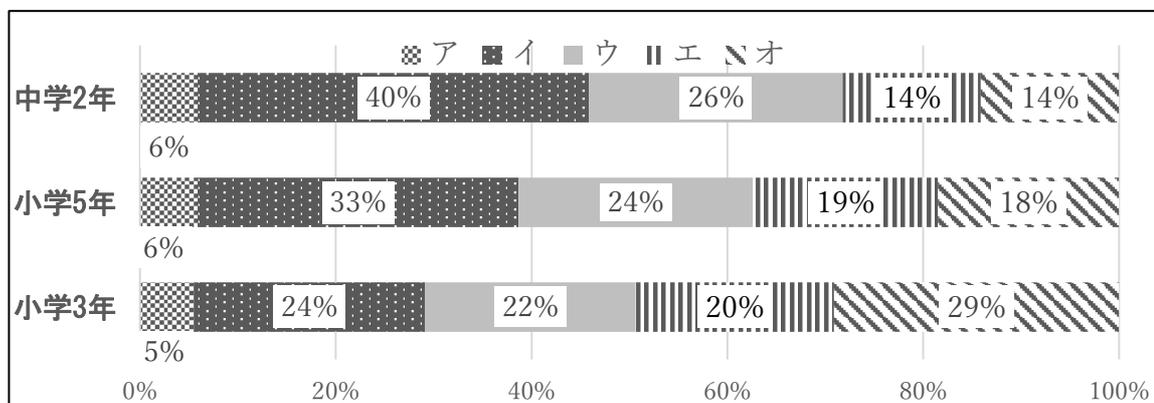
ア 2時間以上 イ 1時間以上2時間より少ない ウ 30分以上1時間より少ない
エ 10分以上30分より少ない オ 10分より少ない カ しない



○前回の結果と比較すると、各学年ともに長時間（1時間以上）読書する生徒が増えた。

(3) あなたは、1カ月に本を何冊読みますか

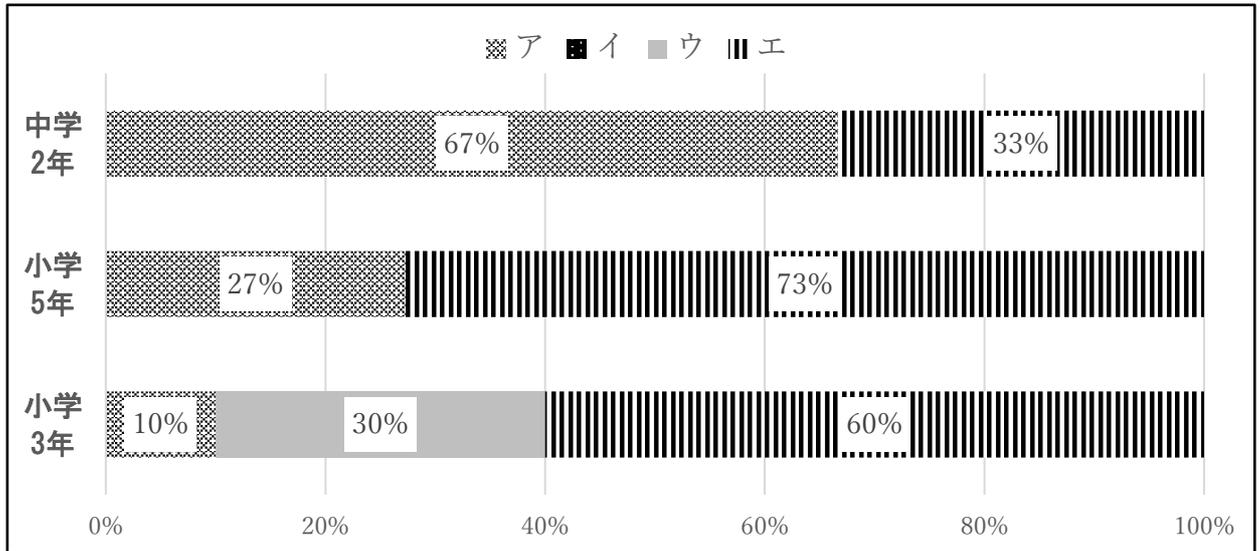
ア 0冊 イ 1冊～5冊 ウ 6冊～10冊 エ 10冊～15冊 オ 15冊以上



○高学年になるにつれ、読書する冊数は減少している。

(4) (3) で「0冊」と答えた方にお聞きします。本を読まない理由は何ですか

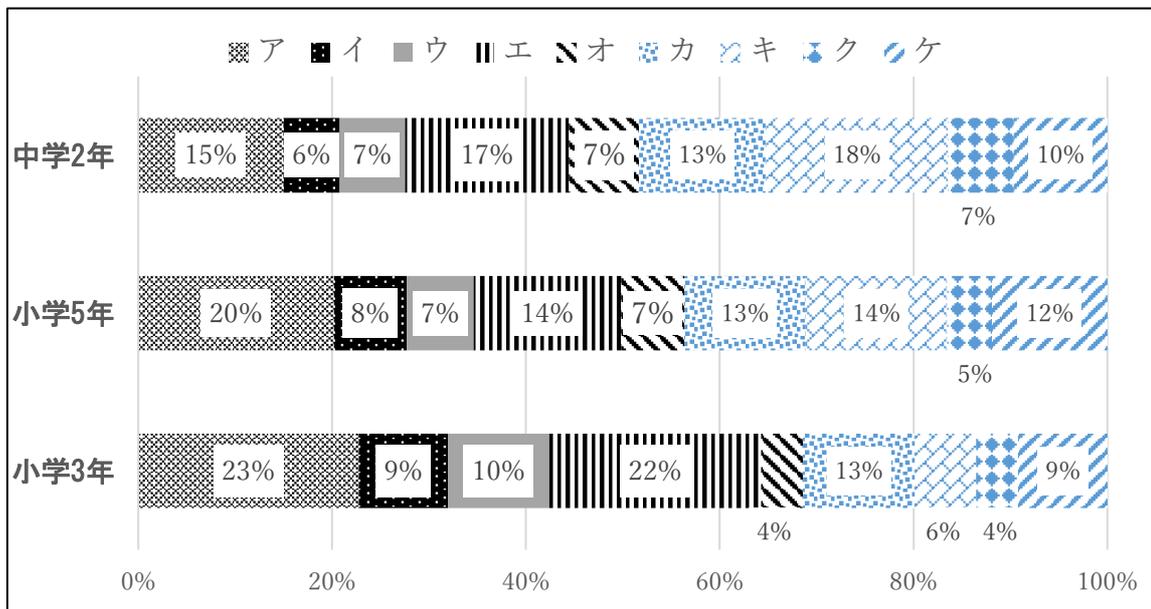
- ア 時間がない
- イ どんな本を読んでいるのかわからない
- ウ 特に読みたい本がない
- エ 本を読むのがきらい



○「本を読むのがきらい」と答えた生徒が大きく占めている。

(5) あなたが本を読む理由は何ですか

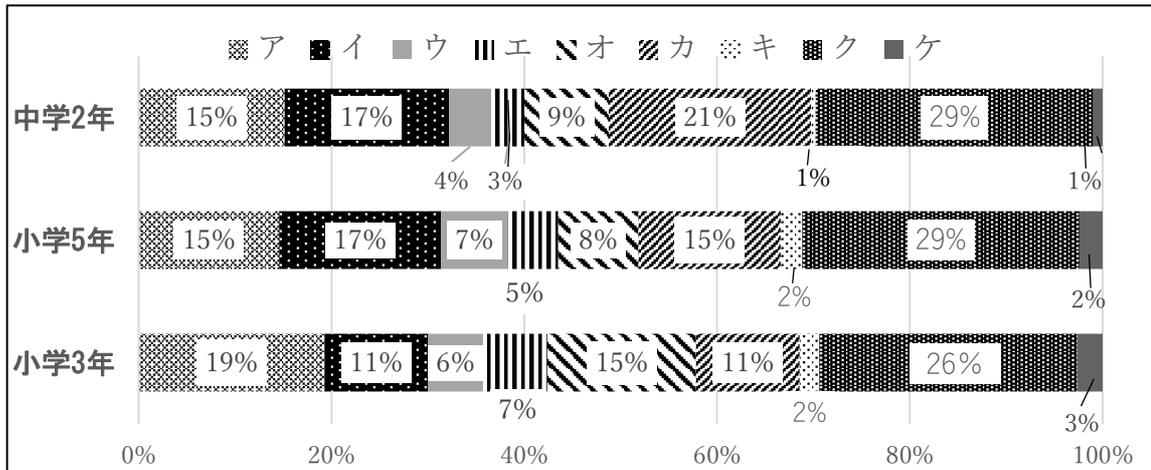
- ア 学校で本を読む時間があったから（朝の読み聞かせなど）
- イ 友だち・家族・先生のすすめ
- ウ 学校の勉強のため
- エ 知らないことがわかるから
- オ もらったから、家にあったから
- カ テレビや映画を見ておもしろそうと思ったから
- キ 表紙が好きだから
- ク 教科書にのっていたから
- ケ その他



○学校で本を読む時間があることで読書するきっかけにもなり、テレビや本の表紙から与える印象も読書には欠かせないと思われる。

(6) あなたはどんな本が好きですか

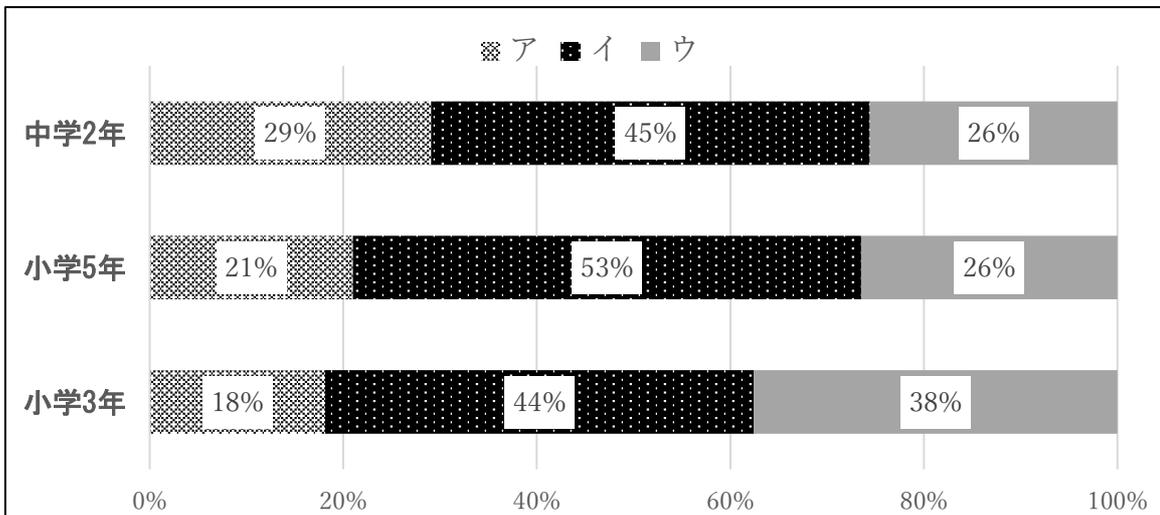
ア 絵本・児童書 イ 小説 ウ ノンフィクション エ 地理・歴史 オ 自然科学
カ スポーツ キ 雑誌 ク まんが ケ その他



○前回同様、最も多く読まれている本はまんがだが、前回と比較して小説等、様々な分野の本が均等に読まれている。

(7) あなたは電子書籍（タブレットやスマートフォンなどの携帯端末、パソコンで読むことのできるデジタルデータ化された本、まんがや雑誌をのぞきます。）を読んだことがありますか

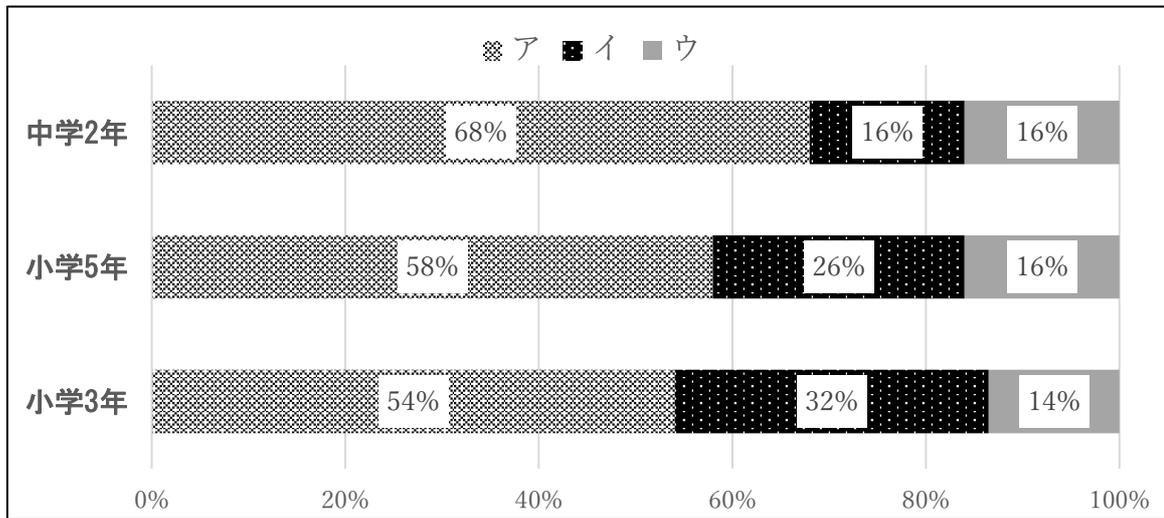
ア ある イ ない ウ ないが、読んでみたい



○各学年ともに約50%の生徒が電子書籍に興味を示している。

(8) (7)で「ある」と答えた人にお聞きします
電子書籍を1ヶ月に何タイトルくらい読みますか

ア 1～3タイトル イ 4～6タイトル ウ 7タイトル以上



○各学年ともに15%前後の生徒が7タイトル以上の電子書籍読んでいる。

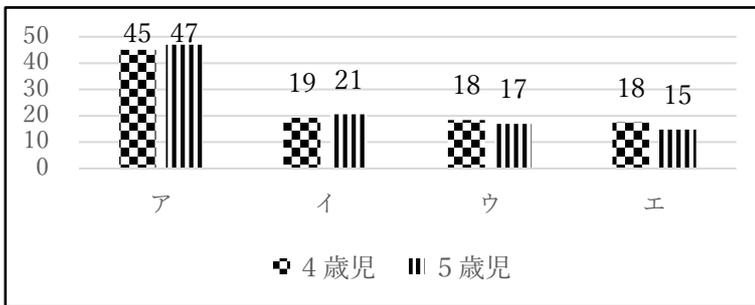
4 小・中学校読書アンケートの考察

- (1) 全学年で大半の生徒が「読書が好き」あるいは「どちらかといえば好き」と回答し、前回の結果と比較すると、各学年ともに長時間(1時間以上)読書する生徒が増えていることから、持続的な読書推進事業が必要とされている。
- (2) 読書するきっかけづくりで、テレビや本の表紙から与える印象も読書には欠かせないと思われることから、図書館において時事問題を通しての広報活動や図書館内のレイアウトを工夫し読書に親しむ環境を整える。

5 市内こども園（8園）の保護者アンケート結果（数字は%）

(1) あなたは、読書が好きですか

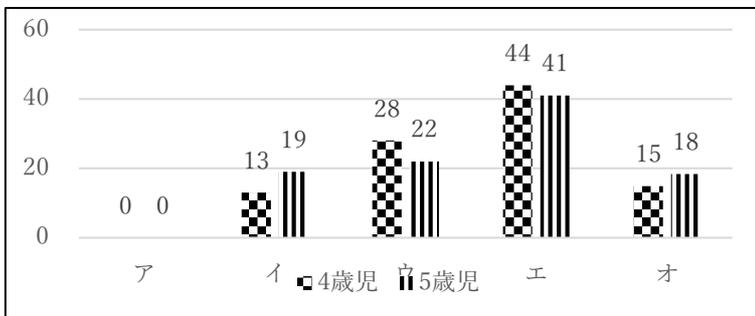
ア 好き イ どちらかといえば好き ウ どちらかといえばきらい エ きらい



○半数以上の保護者が「好き」あるいは「どちらかといえば好き」と回答している。

(2) あなたの家にある子供の本は、何冊ありますか

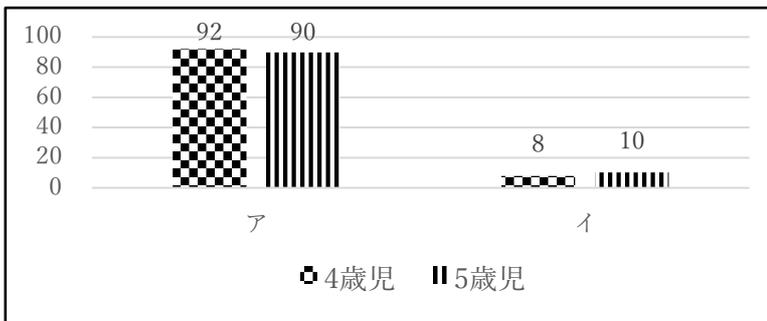
ア 0冊 イ 1～10冊 ウ 11冊～20冊 エ 21冊～50冊 オ 51冊以上



○前回同様、家庭の中に本があり、本に親しみやすい環境である。

(3) ご家庭で読み聞かせをしていますか

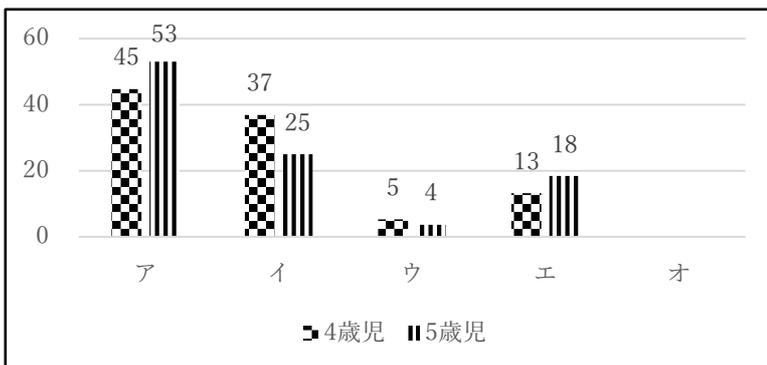
ア している イ していない



○前回同様、90%以上の家庭で読み聞かせが行われ、読書への関心が高い。

(4) 読み聞かせは誰がしていますか

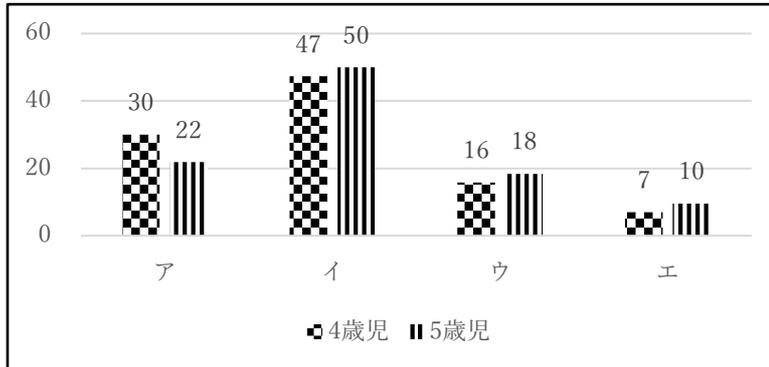
ア 母親 イ 父親 ウ 祖父母 エ 兄弟姉妹 オ その他



○前回同様、母親の読み聞かせが多いが、父親や兄弟姉妹も増えている。

(5) 読み聞かせはどのくらい行っていますか

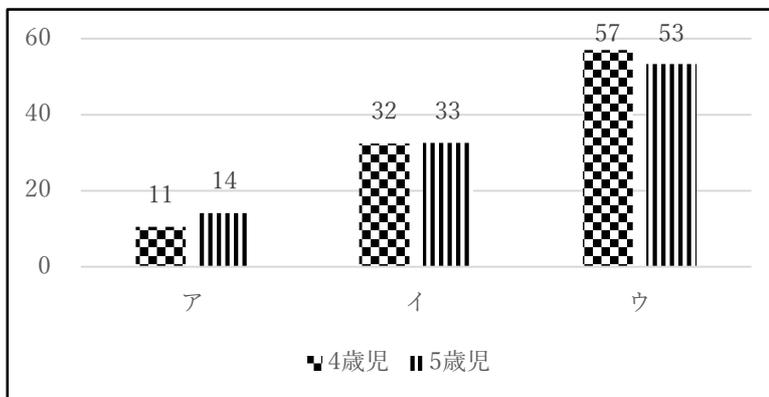
ア ほとんど毎日 イ 週2～3回 ウ 月1～2回くらい エ しない



○前回と比較して、回数は増えているが、1割近い家庭で読み聞かせをしていない。

(6) ファミリー読書を取り組んでいますか（家族で本に親しむような機会づくり）

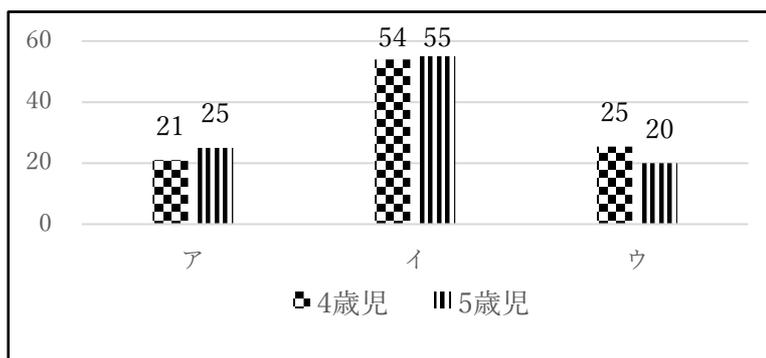
ア 毎月取り組んでいる イ ときどき取り組む ウ していない



○前回と比較して、ファミリー読書に取り組んだ家庭が増えた。

(7) 電子書籍（タブレットやスマートフォンなどの携帯端末、パソコンで読むことのできるデジタルデータ化された本、マンガや雑誌をのぞきます）を利用していますか

ア 利用している イ 利用していない ウ 利用してみたい



6 市内こども園（8園）の保護者アンケートの考察

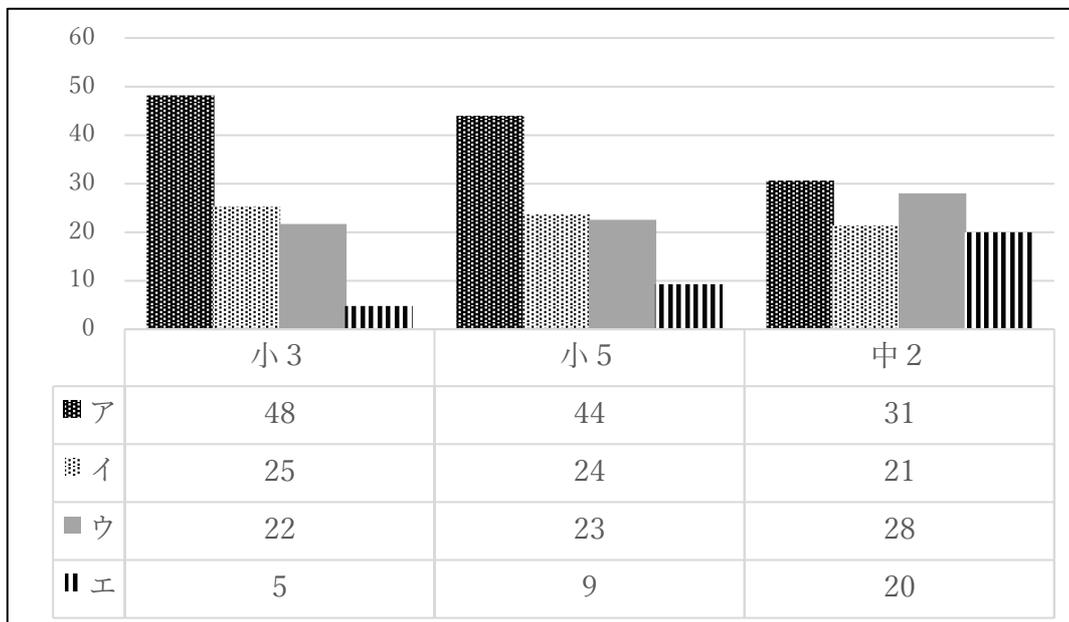
(1) 半数以上の保護者が読書は「好き」あるいは「どちらかといえば好き」と回答していることから、子供と参加できる事業や子供の成長に合わせた本を揃えるよう努める。

(2) 読み聞かせの回数は増えているが、依然として「読み聞かせをしない」という家庭が1割近くあることから、子供の成長する中での読書の重要性を周知する必要がある。

7 市内小・中学校の保護者アンケート結果（数字は%）

(1) あなたは、読書が好きですか

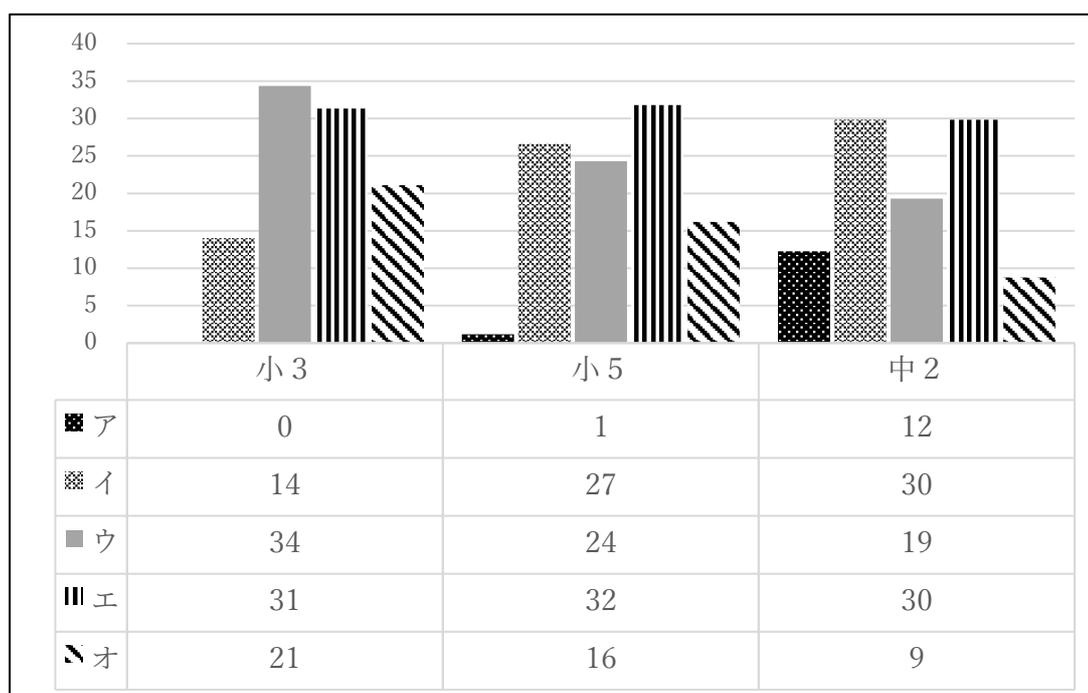
ア 好き イ どちらかといえば好き ウ どちらかといえばきらい エ きらい



○「読書が好き」という保護者が半数以上占める中、高学年になるにつれ読書を好まない保護者が増えている。

(2) あなたの家に子供の本は、何冊ですか

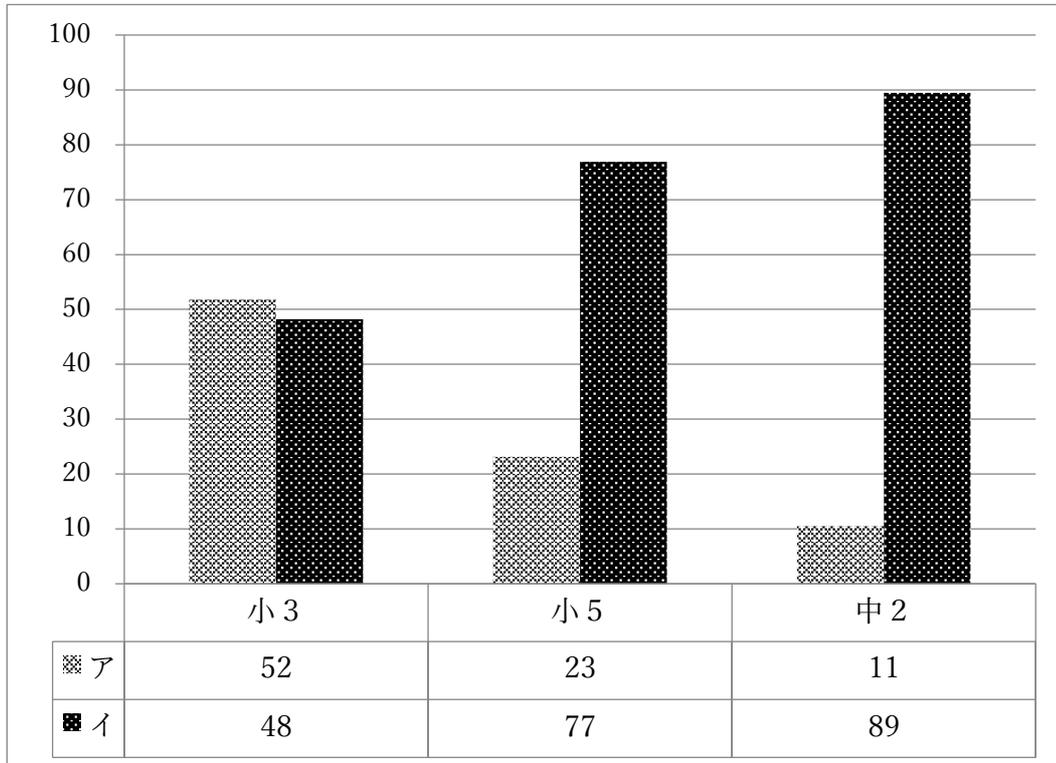
ア 0冊 イ 1～10冊 ウ 11冊～20冊 エ 21冊～50冊 オ 51冊以上



○前回の結果と比較すると、冊数が多い家庭が減少している。

(3) ご家庭で読み聞かせをしていますか

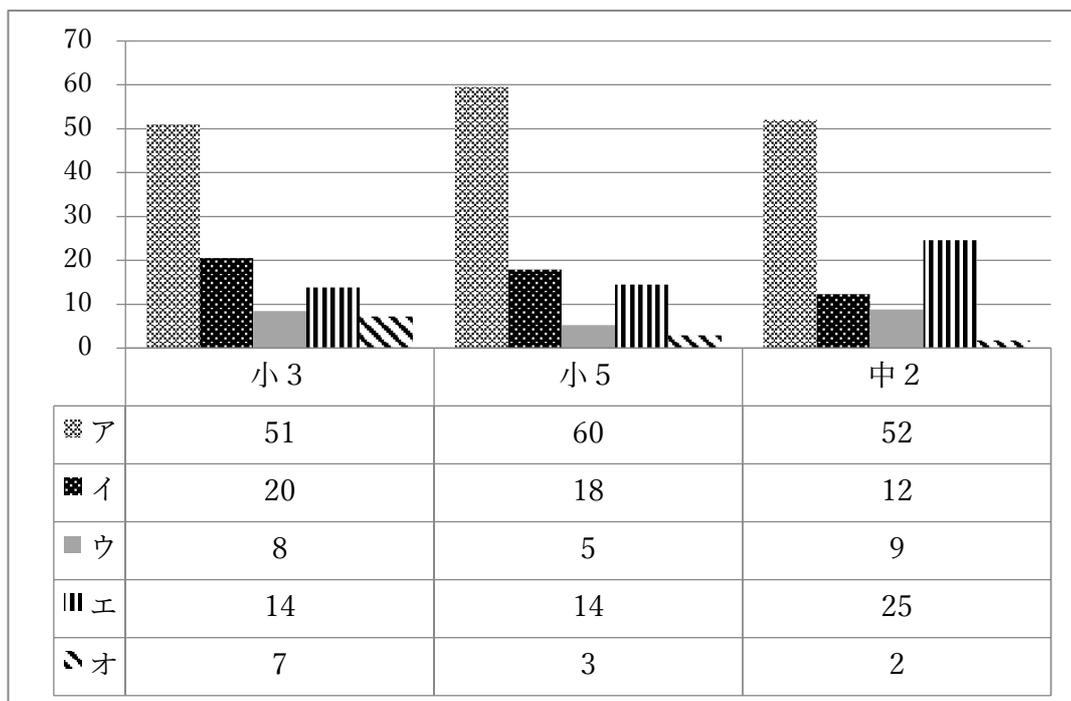
ア している イ していない



○前回と比較すると、小学校5年生の家庭での読み聞かせが減少している。

(4) 読み聞かせは誰がしていますか

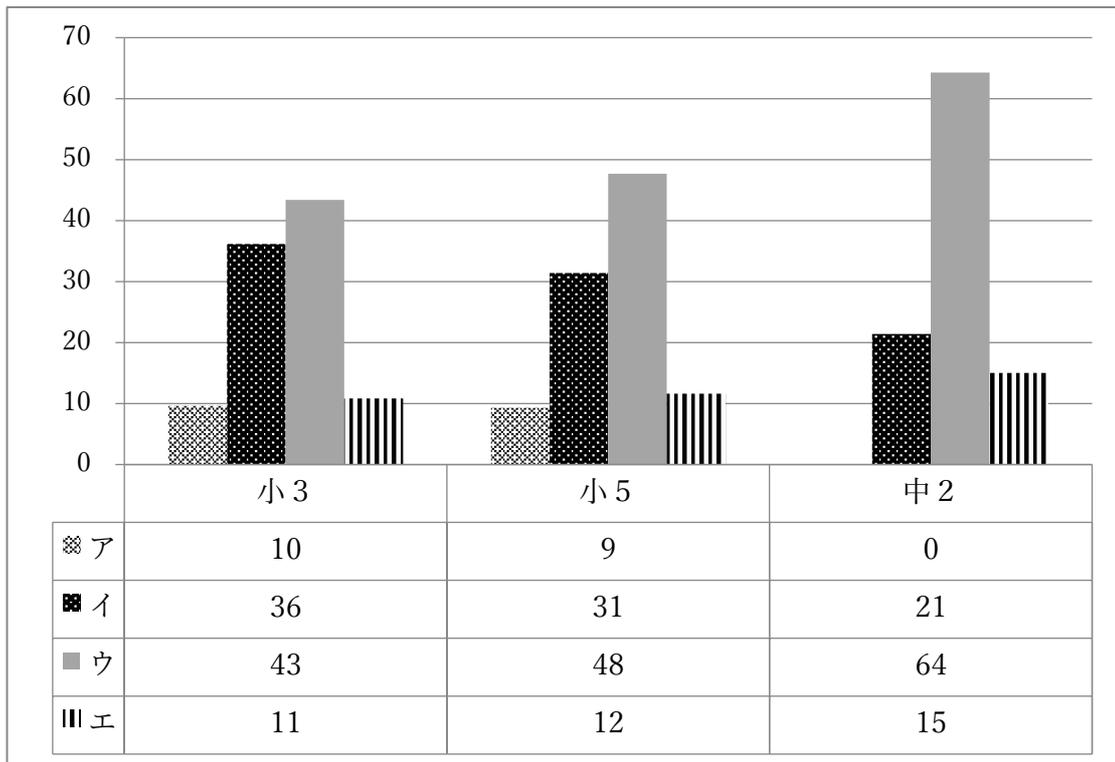
ア 母親 イ 父親 ウ 祖父母 エ 兄弟姉妹 オ その他



○前回同様、どの学年も母親が多いが、各学年とも父親の読み聞かせが減少している。

(5) 読み聞かせはどのくらい行っていますか

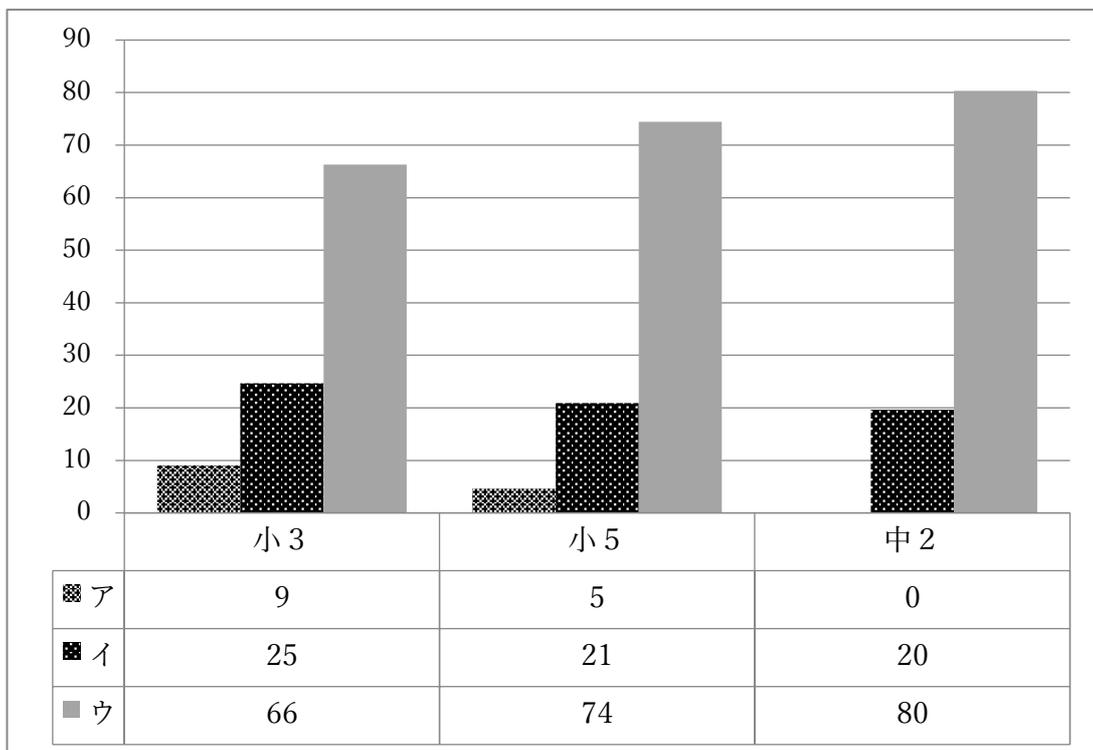
ア ほとんど毎日 イ 週2～3回 ウ 月1～2回くらい エ しない



○各学年とも1割程度の家が読み聞かせを行っていない。

(6) ファミリー読書を取り組んでいますか（家族で本に親しむような機会づくり）

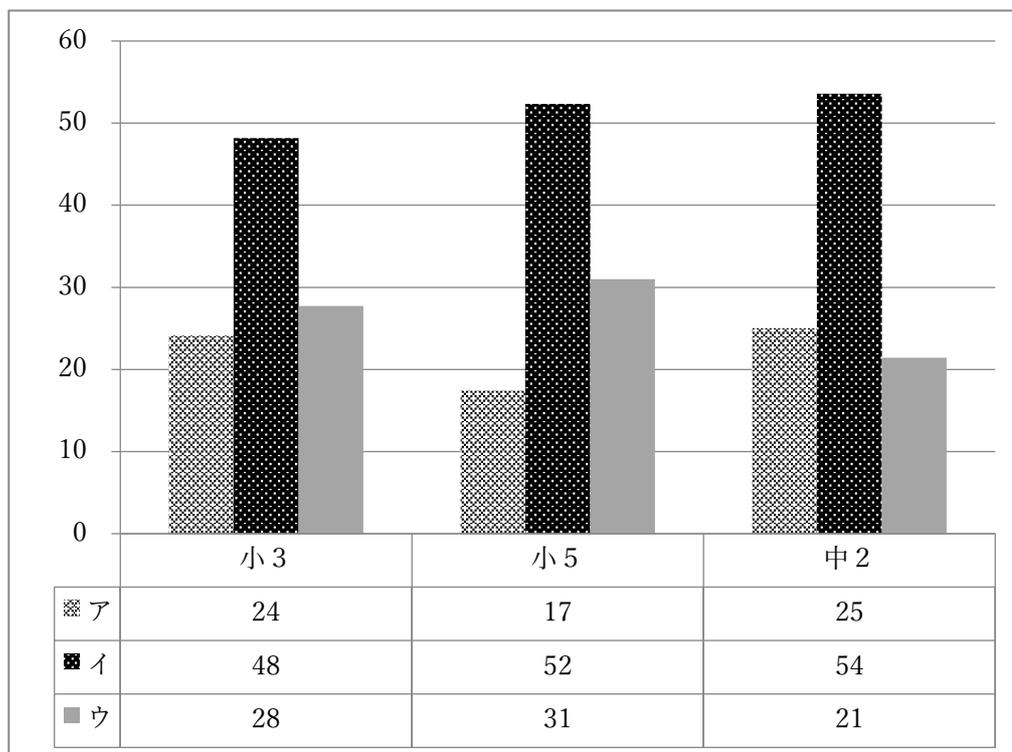
ア 毎月取り組んでいる イ ときどき取り組む ウ していない



○前回と比較すると、ほぼ同様である。

(7) 電子書籍（タブレットやスマートフォンなどの携帯端末、パソコンで読むことのできるデジタルデータ化された本、まんがや雑誌をのぞきます。）を利用していますか。

ア 利用している イ 利用していない ウ 利用してみたい



○半数以上の保護者が電子書籍に興味を示している。

8 市内小・中学校の保護者アンケートの考察

- (1) 「読書が好き」という保護者が半数以上占める中、高学年になるにつれ読書を好まない保護者が増えていることから、保護者自身も読書へ親しむよう働きかける。
- (2) 各学年とも1割程度の家庭が読み聞かせを行っていないことから「ファミリー読書」への取組を関係機関と連携して、周知活動に努める。
- (3) 半数近くの保護者が電子書籍に興味を示していることから、電子書籍のみならず、図書館等を通して紙媒体の書籍にも興味関心が持てるよう環境整備に努める。

第五次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

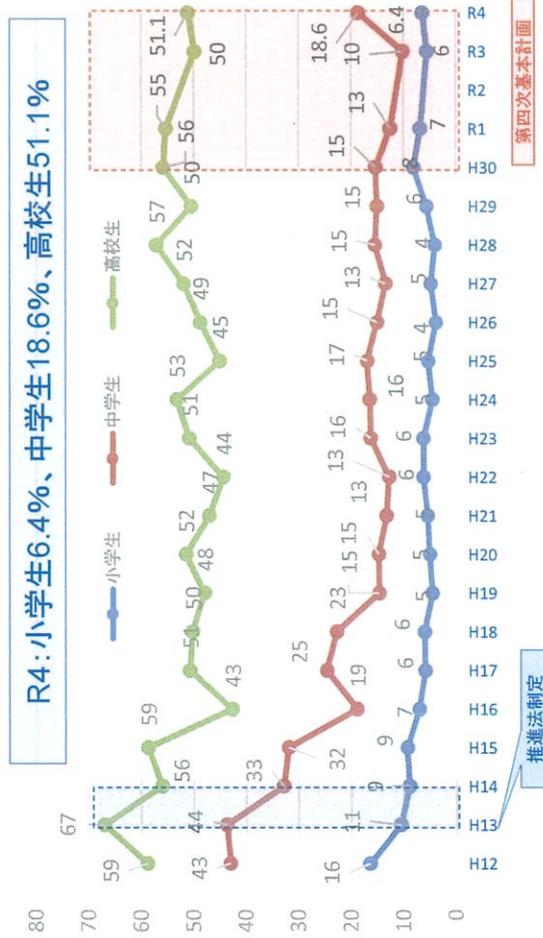
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度未までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) **いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない**



新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37か国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもたちの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める

○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）

※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度未までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

都道府県

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもたちの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

国

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・ 地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリー・コンソーシアムの推進等
 - ・ 地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・ 読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・ 司書等の講習・研修等の見直し
 - ・ 国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子ども の状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子ども の参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・ 家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)	Ⅳ 学校等
<p>○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進</p> <p>多様な子どもたちの読書機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供 ・多言語・やさしい日本語による利用案内 ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組 ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会 <p>デジタル社会に対応した読書環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実 ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ) <p>子どもの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への企画段階からの子どもの参画 ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく心地よい読書環境づくり) <p>○図書館の設置・運営及び資料の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の計画的整備 ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進 ・「望ましい基準」の見直しの検討 <p>○司書等の配置の促進</p>	<p>○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進</p> <p>多様な子どもたちの読書機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校を含めた学校図書館資料の整備 ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供 ・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等) <p>デジタル社会に対応した読書環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等) ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携) ・学校図書館図書情報のデータベース化 <p>子どもの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見聴取の機会の確保 ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画 <p>○学校図書館資料の計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進 ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討 <p>○司書教諭、学校司書の配置の促進</p>

Ⅴ 民間団体

- 民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
 - ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
 - ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)
- 民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

1 学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。

2 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

3 家庭の日

1968年(昭和43年)1月13日に、沖縄県青少年育成県民会議が県民運動として毎月第3日曜日を「家庭の日」と位置づけ、全県下に運動が展開されている。

4 こども読書の日

4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条において、国や地方公共団体は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書の日にふさわしい事業をするよう努めることとされている。

5 こどもの読書週間

社団法人読書推進運動協議会が主催し、毎年4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」と定め、子どもの読書活動の普及・啓発を図っている。

子どもゆめ基金助成金子どもの健全育成を目的とした、子どもの読書活動の振興を図る活動などへの国の助成金。独立行政法人国立青少年教育振興機構に設けられている。

6 司書教諭

「学校図書館司書教諭講習規定」による科目を履修した教員で、任命権者によって発令を受けた教員のこと。学校図書館の専門的職務を掌らせるため、学校図書館法第5条により平成15年から12学級以上の学校に配置されている。

7 子ども司書

本が好きで読書に興味・関心が高い子どもたちを中心に、司書についてのノウハウを習得し、友達や家族に読書の素晴らしさや大切さを伝えるリーダーとなることを目指し、日本十進分類法や図書検索・受付・登録・貸し出しと返却等を学ぶ。(子ども司書制度は、法律に基づく司書の資格を取得することではない)

子ども司書に認定された子どもたちは、地域の図書館で読み語りのボランティアを行ったり、学校図書館では図書委員のリーダーとして活動したり、本の整理、分類等子ども司書として活動している。

8 子どもの読書

本計画では、自分の考えを広げたり、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付けたりするため、文学作品に加え、書籍や新聞、図鑑等の資料(電子書籍等の紙以外の媒体も含む)を読むことと捉える。

9 ストーリーテリング

物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。文字を十分に読めない子どもでも物語を楽しむことができるので、読書の導入手段として用いられる。

10 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県等が認定した施設のこと。

11 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動のこと。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。

12 読書週間

社団法人読書推進運動協議会が毎年10月27日から11月9日までを「読書週間」と定め、国民すべてに読書をすすめる運動を展開している。

13 ブックスタート

乳幼児検診の際に、受診したすべての親子に対して、図書館司書や保健師などがそれぞれの立場から赤ちゃんと絵本を見ることの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本を手渡す事業。1992年（平成4年）、イギリスのバーミンガムから始まった。

14 ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。

15 文字・活字文化の日

10月27日。「文字・活字文化振興法」第11条において、国や地方公共団体は、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

豊見城市 第三次 子供の読書活動推進策定委員

NO	委員	氏名	備考
1	生涯学習振興課長	大城 武	委員長
2	学校教育課長	金城 徹	副委員長
3	学校教育課指導主事	上江田 敏博	
4	保育こども園課長	屋宜 圭太	
5	子育て支援課長	喜如嘉 依子	
6	図書館協議会長	浦添 正光	
7	中央図書館長	平田 清美	
8	座安保育所長	渡口 玲子	
9	学校司書（伊良波中学校）	古殿 歩	
10	読み聞かせボランティア （上田小読み聞かせ）	新里 真由美	
	事務局長 （生涯学習振興課 副参事）	宮良 望	
	事務局 （中央図書館 班長）	安谷屋 悠貴	